

## 株式交換に係る事前開示書類

(会社法第 782 条第 1 項及び会社法施行規則第 184 条に定める書面)

2024 年 9 月 12 日

富士変速機株式会社

2024 年 9 月 12 日

## 株式交換に係る事前開示事項

岐阜県岐阜市中洲町 18 番地  
富士変速機株式会社  
代表取締役社長 市原 英孝

立川ブラインド工業株式会社（以下「立川ブラインド工業」といいます。）と富士変速機株式会社（以下「富士変速機」といいます。）は、それぞれ、2024 年 8 月 1 日付の取締役会決議により、立川ブラインド工業を株式交換完全親会社、富士変速機を株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」といいます。）を行うことを決議し、同日、立川ブラインド工業は富士変速機と株式交換契約（以下「本株式交換契約」といいます。）を締結いたしました。

本株式交換に関する会社法第 782 条第 1 項及び会社法施行規則第 184 条に定める事前開示事項は、次のとおりです。

### 記

#### 1. 本株式交換契約の内容（会社法第 782 条第 1 項第 3 号）

別紙 1 のとおりです。

#### 2. 交換対価の相当性に関する事項（会社法施行規則第 184 条第 1 号第 1 号）

##### (1) 本株式交換の対価の総数の相当性に関する事項（会社法施行規則第 184 条第 3 項第 1 号）

##### ① 本株式交換に係る割当ての内容

|                 | 立川ブラインド工業<br>(株式交換完全親会社)       | 富士変速機<br>(株式交換完全子会社) |
|-----------------|--------------------------------|----------------------|
| 本株式交換に係る割当比率    | 1                              | 0.25                 |
| 本株式交換により交付する株式数 | 立川ブラインド工業の普通株式：1,639,357 株（予定） |                      |

##### （注 1）株式の割当比率

富士変速機株式 1 株に対して、立川ブラインド工業の普通株式（以下「立川ブラインド工業株式」）0.25 株を割当交付いたします。ただし、立川ブラインド工業が保有する富士変速機株式 9,393,216 株（本日現在）については、本株式交換による株式の割当ては行いません。

なお、上記の本株式交換に係る割当比率（以下「本株式交換比率」）は、算定の根拠となる諸条件に重大な変更が生じた場合、両社間で協議及び合意の上、変更することがあります。

（注2）本株式交換により交付する立川ブラインド工業株式の株式数

立川ブラインド工業は、本株式交換に際して、本株式交換により立川ブラインド工業が富士変速機の発行済株式（ただし、立川ブラインド工業が保有する富士変速機株式を除きます。）の全部を取得する時点の直前時（以下「基準時」）における富士変速機の株主の皆様（ただし、下記の自己株式の消却が行われた後の株主をいうものとし、立川ブラインド工業を除きます。）に対して、その所有する富士変速機株式の株式数の合計に本株式交換比率を乗じた数の立川ブラインド工業株式を割当交付する予定です。立川ブラインド工業は、かかる交付にあたり、その保有する自己株式を充当する予定であり、本株式交換における割当てに際して新たに株式を発行する予定はありません。

なお、富士変速機は、本株式交換の効力発生日の前日までに開催する取締役会の決議により、基準時において保有する自己株式（本株式交換に関する会社法第 785 条第 1 項に基づく反対株主の株式買取請求に応じて取得する株式を含みます。）の全部を、基準時をもって消却する予定です。本株式交換によって交付する株式数は、富士変速機の自己株式の取得、消却等の理由により、今後修正される可能性があります。

（注3）単元未満株式の取扱い

本株式交換に伴い、立川ブラインド工業の単元未満株式（100 株未満の株式）を保有することとなる富士変速機の株主の皆様については、本株式交換の効力発生日以降、立川ブラインド工業株式に関する以下の制度をご利用いただくことができます。なお、金融商品取引所市場において単元未満株式を売却することはできません。

① 単元未満株式の買取制度（1 単元（100 株）未満株式の売却）

会社法第 192 条第 1 項の規定に基づき、立川ブラインド工業の単元未満株式を保有する株主の皆様が、その保有する単元未満株式を買い取れることを立川ブラインド工業に対して請求することができる制度です。

② 単元未満株式の買増制度（1 単元（100 株）への買増し）

会社法第 194 条第 1 項及び立川ブラインド工業の定款第 10 条に基づき、立川ブラインド工業の単元未満株式を保有する株主の皆様が、立川ブラインド工業に対して、その保有する単元未満株式の数と併せて 1 単元 100 株となる数の立川ブラインド工業株式を売り渡すことを請求し、これを立川ブラインド工業から買い増すことができる制度です。

（注4）1 株に満たない端数の処理

本株式交換に伴い、立川ブラインド工業株式 1 株に満たない端数の割当てを受けることとなる富士変速機の株主の皆様については、会社法第 234 条その他の関連法令の定めに従い、その端数の合計数（その合計数に 1 に満たない端数がある場合は、これを切り捨てるものとします。）に相当する立川ブラインド工業株式を売却し、かかる売却代金をその端数に応じて当該株主の皆様に交付いたします。

## ② 本株式交換に係る割当ての内容の算定根拠等

### （１）割当ての内容の根拠及び理由

立川ブラインド工業及び富士変速機は、本株式交換に用いられる上記①「本株式交換に係る割当ての内容」に記載の本株式交換比率の算定に当たって公正性・妥当性を確保するため、それぞれ個別に、両社から独立した第三者算定機関に株式交換比率の算定を依頼することとし、立川ブラインド工業は大和証券株式会社（以下「大和証券」）を、富士変速機は MKA Advisors 株式会社（以下「MKA」）を、それぞれの第三者算定機関に選定いたしました。

立川ブラインド工業においては、下記(3)「富士変速機の株主の利益を害さないように留意した事項（会社法施行規則第 184 条第 3 項第 3 号）」に記載のとおり、立川ブラインド工業の第三者算定機関である大和証券から受領した株式交換比率算定書、法務アドバイザーである西村あさひ法律事務所・外国法共同事業からの助言、立川ブラインド工業が富士変速機に対して実施したデュー・ディリジェンスの結果等を踏まえ、慎重に協議・検討した結果、本株式交換比率は妥当であり、立川ブラインド工業の株主の皆様の利益に資するとの判断に至ったため、本株式交換比率により本株式交換を行うことが妥当であると判断しました。

他方、富士変速機においては、下記(3)「富士変速機の株主の利益を害さないように留意した事項（会社法施行規則第 184 条第 3 項第 3 号）」に記載のとおり、富士変速機の第三者算定機関である MKA から受領した株式交換比率算定書、法務アドバイザーである中村・角田・松本法律事務所からの助言、富士変速機が立川ブラインド工業に対して実施したデュー・ディリジェンスの結果、並びに支配株主である立川ブラインド工業との間で利害関係を有しない独立した委員のみから構成される特別委員会（以下「本特別委員会」といい、その詳細については下記(3)「富士変速機の株主の利益を害さないように留意した事項（会社法施行規則第 184 条第 3 項第 3 号）」をご参照ください。）からの指示、助言及び 2024 年 8 月 1 日付で受領した答申書（詳細については、下記(3)④「答申書の概要」をご参照ください。）の内容等を踏まえて、慎重に協議・

検討をいたしました。その結果、本株式交換比率については、下記（２）②「算定の概要」に記載のとおり、妥当といえることも踏まえ、富士変速機の少数株主の皆様の利益に資するとの判断に至りました。以上のような協議・結果を踏まえ、富士変速機において、本株式交換比率により本株式交換を行うことが妥当であると判断しました。

以上のとおり、立川ブラインド工業及び富士変速機は、両社がそれぞれの第三者算定機関から提出を受けた株式交換比率の算定結果を参考に、それぞれが相手方に対して実施したデュー・ディリジェンスの結果等を踏まえて慎重に検討し、両社の財務状況・資産状況・将来の見通し・本株式交換の実行により実現することが期待されるシナジー効果等の要因を総合的に勘案した上で、交渉・協議を重ねてまいりました。その結果、立川ブラインド工業及び富士変速機は、本株式交換比率は妥当であり、それぞれの株主の皆様の利益に資するとの判断に至ったため、本株式交換比率により本株式交換を行うことが妥当であると判断いたしました。なお、本株式交換比率は、本株式交換契約に従い、算定の基礎となる諸条件に重大な変更が生じた場合には、両社間で協議し合意の上変更することがあります。

## （２）算定に関する事項

### ① 算定機関の名称及び両社との関係

立川ブラインド工業の第三者算定機関である大和証券及び富士変速機の第三者算定機関である MKA はいずれも、立川ブラインド工業及び富士変速機の関連当事者には該当せず、立川ブラインド工業及び富士変速機から独立した算定機関であり、本株式交換に関して記載すべき重要な利害関係を有しません。

### ② 算定の概要

大和証券は、立川ブラインド工業については、同社が株式会社東京証券取引（以下「東京証券取引所」といいます。）プライム市場に上場しており、市場株価が存在することから市場株価法を、また将来の事業活動の状況を評価に反映するためにディスカунテッド・キャッシュ・フロー法（以下「DCF 法」）を採用して算定を行いました。市場株価法においては、2024 年 7 月 31 日を算定基準日として、東京証券取引所プライム市場における算定基準日から遡る過去 1 ヶ月間、過去 3 ヶ月間及び過去 6 ヶ月間の各期間の終値単純平均値を採用しております。

DCF 法においては、立川ブラインド工業が作成した 2024 年 12 月期から 2026 年 12 月期における財務予測に基づく将来キャッシュ・フローを、一定の割引率で現在価値に割り引くことによって株式価値を算定しております。

富士変速機については、同社が株式会社名古屋証券取引所（以下「名古屋証券取引所」といいます。）メイン市場に上場しており、市場株価が存在することから市場株価法を、また将来の事業活動の状況を評価に反映するために DCF 法を採用して算定を行いました。市場株価法においては、2024 年 7 月 31 日を算定基準日として、名古屋証券取引所メイン市場における算定基準日から遡る過去 1 ヶ月間、過去 3 ヶ月間及び過去 6 ヶ月間の各期間の終値単純平均値を採用しております。

DCF 法においては、富士変速機が作成した 2024 年 12 月期から 2026 年 12 月期における財務予測に基づく将来キャッシュ・フローを、一定の割引率で現在価値に割り引くことによって株式価値を算定しております。

なお、立川ブラインド工業株式の 1 株当たりの株式価値を 1 とした場合の富士変速機の評価レンジは、以下のとおりとなります。

| 採用手法      |       | 株式交換比率の算定結果 |
|-----------|-------|-------------|
| 立川ブラインド工業 | 富士変速機 |             |
| 市場株価法     | 市場株価法 | 0.22～0.23   |
| DCF 法     | DCF 法 | 0.23～0.28   |

大和証券は、上記株式交換比率の算定に際して、富士変速機及び立川ブラインド工業から提供を受けた情報及び一般に公開された情報等を原則としてそのまま使用し、それらの資料及び情報等が全て正確かつ完全なものであることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証を行っておりません。また、富士変速機の資産又は負債（偶発債務を含みます。）について、個別の資産及び負債の分析及び評価を含め、独自に評価、鑑定又は査定を行っておらず、第三者機関への鑑定又は査定の依頼も行っておりません。大和証券の株式交換比率の算定は、2024 年 7 月 31 日現在までの情報及び経済条件を反映したものであり、両社の財務予測については、両社の経営陣により現時点で得られる最善の予測及び判断に基づき合理的に検討又は作成されたことを前提としております。なお、大和証券が DCF 法の評価の基礎とした両社の財務予測において、大幅な増減益を見込んでおりません。また、当該財務予測は、本株式交換の実施を前提としておりません。

他方、MKA は、立川ブラインド工業については、同社が東京証券取引所プライム市場に上場しており、市場株価が存在することから市場株価法を、また、将来の事業活動の状況を評価に反映するため DCF 法をそれぞれ採用して算定を行いました。

市場株価法については、2024 年 7 月 31 日を算定基準日として、東京証券取引所プライム市場における算定基準日から遡る過去 1 ヶ月間、3 ヶ月間及び 6 ヶ月間の各期間の取引日における終値単純平均値を採用いたしました。

DCF 法では、立川ブラインド工業が作成した 2024 年 12 月期から 2026 年 12 月期までの財務予測に基づく将来のキャッシュ・フローを、一定の割引率で現在価値に割り引くことによって、事業価値や株式価値を算定しております。

富士変速機については、同社が名古屋証券取引所メイン市場に上場しており、市場株価が存在することから市場株価法を、また、将来の事業活動の状況を評価に反映するため DCF 法をそれぞれ採用して算定を行いました。

市場株価法については、2024 年 7 月 31 日を算定基準日として、名古屋証券取引所メイン市場における算定基準日から遡る過去 1 ヶ月間、3 ヶ月間及び 6 ヶ月間の各期間の取引日における終値単純平均値を採用いたしました。

DCF 法では、富士変速機が作成した 2024 年 12 月期から 2026 年 12 月期までの財務予測に基づく将来のキャッシュ・フローを、一定の割引率で現在価値に割り引くことによって、事業価値や株式価値を算定しております。また、本株式交換の実行により実現することが期待されるシナジー効果については、現時点において収益に与える影響を具体的に見積もることが困難であるため、DCF 法による算定の前提とした財務予測には反映しておりません。

各評価手法における富士変速機の普通株式 1 株に対する立川ブラインド工業の普通株式の割当株数の算定レンジは、以下のとおりとなります。

| 採用手法      |       | 株式交換比率の算定結果 |
|-----------|-------|-------------|
| 立川ブラインド工業 | 富士変速機 |             |
| 市場株価法     | 市場株価法 | 0.22～0.23   |
| DCF 法     | DCF 法 | 0.22～0.25   |

MKA は、株式交換比率の算定に際して、公開情報及び両社から提供された情報等を原則として採用し、それら資料及び情報等が全て正確かつ完全であることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性についての検証は行っておりません。また、両社及びその関係会社の資産又は負債（金融派生商品、簿外資産及び負債、その他の偶発債務を含みます。）について、個別の資産及び負債の分析及び評価を含め、独自に評価、鑑定又は査定を行っておらず、第三者機関への鑑定又は査定の依頼も行っておりません。両社から提供された財務予測その他将来に関する情報については、両社により合理的かつ適正な手続によって作成されたことを前提としております。MKA の算定は、算定基準日である 2024 年 7 月 31 日までに MKA が入手した情報及び経済条件を反映したものです。なお、MKA の算定は、富士変速機の取締役会が本株式交換比率を検討するための参考に資することを唯一の目的として富士変速機に提出したものであり、当該算定結果は、MKA が本株式交換比率の公正性について意見を表明するものではありません。なお、MKA が DCF 法の評価の基礎とした両社の財務予測において、大幅な増減益を見込んでおりません。また、当該財務予測は、本株式交換の実施を前提としておりません。

(2) 本株式交換の対価として立川ブラインド工業の株式を選択した理由（会社法施行規則第 184 条第 3 項第 2 号）

立川ブラインド工業及び富士変速機は、本株式交換の対価として、株式交換完全親会社である立川ブラインド工業の株式を選択しました。立川ブラインド工業の株式は東京証券取引所プライム市場に上場されており、本株式交換の効力発生日以降も同市場において取引機会が確保されていること、また、富士変速機の株主の皆様が本株式交換に伴うシナジーを享受することも期待できることから、上記の選択は適切であると考えております。

なお、本株式交換により、その効力発生日（2024 年 10 月 28 日を予定）をもって、富士変速機は立川ブラインド工業の完全子会社となり、富士変速機株式は名古屋証券取引所の上場廃止基準に従って、2024 年 10 月 24 日付で上場廃止（最終売買日は 2024 年 10 月 23 日）となる予定です。ただし、現在の本株式交換の効力発生日が変更された場合には、上場廃止日も変更される予定です。

上場廃止後は、富士変速機株式を名古屋証券取引所において取引することができなくなりますが、本株式交換により富士変速機の株主の皆様が割り当てられる立川ブラインド工業株式は東京証券取引所に上場されており、本株式交換の効力発生日以後も東京証券取引所での取引が可能であることから、基準時において富士変速機株式を 400 株以上保有し、本株式交換により立川ブラインド工業株式の単元株式数である 100 株以上の立川ブラインド工業株式の割当てを受ける富士変速機の株主の皆様に対しては、株式の保有数に応じて一部単元未満株式の割当てを受ける可能性はあるものの、1 単元以上の株式については引き続き株式の流動性を提供できるものと考えております。

他方、基準時において 400 株未満の富士変速機株式を保有する富士変速機の株主の皆様には、立川ブラインド工業株式の単元株式数である 100 株に満たない立川ブラインド工業株式が割り当てられます。そのような単元未満株式については、その株式数に応じて本株式交換の効力発生日以降の日を基準日とする立川ブラインド工業の配当金を受領する権利を有することになりますが、金融商品取引所市場において売却することはできません。単元未満株式を保有することとなる株主の皆様は、立川ブラインド工業に対し、その保有する単元未満株式を買い取ることを請求することが可能です。また、その保有する単元未満株式の数を併せて 1 単元となる数の株式を立川ブラインド工業から買い増すことも可能です。かかる取扱いの詳細については、上記(1)①「本株式交換に係る割当ての内容」の（注 3）「単元未満株式の取扱い」をご参照ください。また、本株式交換に伴い 1 株に満たない端数が生じた場合における端数の取扱いの詳細については、上記(1)①「本株式交換に係る割当ての内容」の（注 4）「1 株に満たない端数の処理」をご参照ください。

なお、富士変速機の株主の皆様は、最終売買日である 2024 年 10 月 23 日（予定）までは、名古屋証券取引所において、その保有する富士変速機株式を従来どおり取

引することができるほか、会社法その他関係法令に定める適法な権利を行使することができます。

(3) 富士変速機の株主の利益を害さないように留意した事項（会社法施行規則第 184 条第 3 項第 3 号）

本株式交換は、立川ブラインド工業が、既に富士変速機株式 9,393,216 株（2024 年 6 月 30 日現在の発行済株式総数 17,955,000 株から自己株式数 2,004,355 株を減じた株式数に占める所有割合にして 58.88%）を保有しており、富士変速機は立川ブラインド工業の連結子会社に該当することから、本株式交換の公正性を担保する必要があると判断し、以下のとおり公正性を担保するための措置（利益相反を回避するための措置を含みます。）を実施しております。

① 独立した第三者算定機関からの算定書の取得

立川ブラインド工業は、立川ブラインド工業及び富士変速機から独立した第三者算定機関である大和証券を選定し、2024 年 7 月 31 日付で、株式交換比率に関する算定書を取得いたしました。算定書の概要は、上記(1)②「本株式交換に係る割当ての内容の算定根拠等」をご参照ください。

他方、富士変速機は、立川ブラインド工業及び富士変速機から独立した第三者算定機関である MKA を選定し、2024 年 7 月 31 日付で、株式交換比率に関する算定書を取得いたしました。算定書の概要は、上記(1)②「本株式交換に係る割当ての内容の算定根拠等」をご参照ください。

なお、立川ブラインド工業及び富士変速機は、いずれも、各第三者算定機関から本株式交換比率が財務的見地から妥当又は公正である旨の意見書（フェアネス・オピニオン）を取得しておりません。

② 独立した法律事務所からの助言

本株式交換の法務アドバイザーとして立川ブラインド工業は西村あさひ法律事務所・外国法共同事業を、富士変速機は中村・角田・松本法律事務所を選任し、それぞれ本株式交換の諸手続及び意思決定の方法・過程等について、法的な観点から助言を得ております。なお、西村あさひ法律事務所・外国法共同事業及び中村・角田・松本法律事務所は、いずれも立川ブラインド工業及び富士変速機から独立しており、重要な利害関係を有しません。

③ 富士変速機における利害関係を有しない特別委員会からの答申書の取得

富士変速機は、2024 年 4 月 26 日、本株式交換に係る富士変速機の意思決定に慎重を期し、また、富士変速機取締役会の意思決定過程における恣意性及び利益相反のおそれを排除し、その公正性を担保するとともに、当該取締役会において本株式

交換を行う旨の決定をすることが富士変速機の少数株主の皆様にとって不利益なものでないことを確認することを目的として、いずれも、立川ブラインド工業と利害関係を有しておらず、富士変速機の社外取締役であり名古屋証券取引所に独立役員として届け出ている監査等委員取締役である中丸公之氏及び和田恵氏並びに立川ブラインド工業及び富士変速機と利害関係を有しない外部の有識者である西田章氏（弁護士）及び松田繁氏（公認会計士）の4名により構成される本特別委員会を設置し（なお、本特別委員会の委員の報酬は、その職務の対価として、答申内容にかかわらず、固定額の報酬を支払うものとされており、本株式交換の成立等を条件に支払われる成功報酬は含まれておりません。）、本株式交換を検討するに当たって、本特別委員会に対し、（i）本株式交換の目的は正当・合理的と認められるか（本株式交換が富士変速機の企業価値向上に資するかを含む。）、（ii）本株式交換の条件（本株式交換比率を含む。）の妥当性が確保されているか、（iii）本株式交換において、公正な手続を通じた富士変速機の株主の利益への十分な配慮がなされているか、及び（iv）上記（i）から（iii）のほか、本株式交換は富士変速機の少数株主にとって不利益でないと考えられるか（以下（i）乃至（iv）を総称して「本諮問事項」）について諮問しました。

本特別委員会は、2024年4月26日から2024年8月1日までに、会合を合計11回開催したほか、情報収集を行い、必要に応じて随時協議を行う等して、本諮問事項に関し、慎重に検討を行いました。

具体的には、まず、富士変速機が選任した第三者算定機関であるMKA及び法務アドバイザーである中村・角田・松本法律事務所につき、いずれも独立性及び専門性に問題がないことを確認し、その選任を承認いたしました。その上で、富士変速機からは、本株式交換の目的、本株式交換に至る背景・経緯、株式交換比率の算定の前提となる富士変速機の財務予測の作成手続及び内容、本株式交換の検討体制・意思決定方法等について説明を受けたほか、立川ブラインド工業に対して本株式交換の目的等に関する質問状を送付した上で、立川ブラインド工業から、本株式交換の目的、本株式交換に至る背景・経緯、本株式交換を選択した理由、本株式交換後の経営方針や従業員の取扱い等について説明を受け、質疑応答を行いました。また、富士変速機の法務アドバイザーである中村・角田・松本法律事務所から、本株式交換に係る富士変速機の取締役会の意思決定の方法・過程等、本特別委員会の運用その他の本株式交換に係る手続面の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置に関して助言を受けるとともに、立川ブラインド工業に対する法務デュー・ディリジェンスの結果について報告を受けております。さらに、富士変速機の第三者算定機関のMKAから株式交換比率の算定方法及び算定結果の説明を受け、質疑応答を行いました。なお、本特別委員会は、立川ブラインド工業と富士変速機との間における本株式交換に係る協議・交渉の経緯及び内容につき適時に報告を受けた上で、立川ブラインド工業から本株式交換比率についての最終的な提案を

受けるまで、複数回にわたり交渉の方針等について協議を行い、富士変速機に意見する等して、立川ブラインド工業との交渉過程に関与しております。

本特別委員会は、かかる手続を経て、本諮問事項について慎重に協議及び検討を行い、本株式交換は、富士変速機の少数株主にとって不利益なものとは認められない旨の答申書を、2024年8月1日付で、富士変速機の取締役会に対して提出しております。本特別委員会の意見の概要については、下記④「答申書の概要」をご参照ください。

#### ④ 答申書の概要

(i) 本株式交換の目的は正当・合理的と認められるか（本株式交換が富士変速機の企業価値向上に資するかを含む。）

以下のとおり、富士変速機の完全子会社化のシナジー効果（イ及びロ）及び富士変速機の完全子会社のディスシナジーの不存在（ハ）に関する富士変速機及び立川ブラインド工業の説明に不当又は不合理な点が認められないことからすれば、本株式交換は、富士変速機の企業価値向上に資するものであり、本株式交換の目的は正当かつ合理的であると考えるのが相当である。

#### イ. 富士変速機の現状と課題

- 立川ブラインド工業の説明によれば、富士変速機の強みは、減速機関連事業においては、顧客の要望や用途に合わせた特注対応によりシェアを拡販する余地があり、駐車場装置関連事業においても、出入庫速度や耐震性・安全性・省エネ効果に優れた「くし歯式」のパーキングタワーにより、シェアを拡販する余地があるところにあるとのことであり、富士変速機においても、同様の現状認識を有している。
- 立川ブラインド工業の説明によれば、富士変速機の課題は、上記のとおり、減速機関連事業及び駐車場装置関連事業においてシェア拡販の余地があるにもかかわらず、現在の富士変速機の営業力や生産キャパシティ、人材等の経営資源は限られているため、大幅な拡販は難しい状況にあるところにあるとのことであり、富士変速機においても、同様の課題を認識している。
- 立川ブラインド工業及び富士変速機における現状と課題に関する認識に特に不当又は不合理なところは認められない。

#### ロ. 富士変速機の完全子会社化のシナジー効果

- 立川ブラインド工業の説明によれば、富士変速機が立川ブラインド工業の完全子会社となれば、立川ブラインドグループ（立川ブラインド工業並びに立川ブラインド工業の子会社及び関連会社により構成される企業集団をいう。以下同じ。）全体の企業価値の最大化を目指し、グループ最適となるような成長戦略

に取り組んでいくとのことであり、具体的な取組みとして以下のような協業によるシナジー効果を享受できると考えているとのことである。

- 減速機においては、立川ブラインド工業の主力取引先であり、産業機械を取り扱う大手専門商社との関係性を活かした販路の拡大
  - 機械式立体駐車場においては、ホテルやマンション等、両社で共通する販売ターゲット先の営業情報を個別物件の着工前段階から相互に共有・活用することで、効率的かつスピード感をもった受注獲得活動に繋げていくこと
  - 特に営業力や人材が限られている富士変速機では、立川ブラインド工業の地域に密着した営業体制を活用し、効率的な営業活動を進めていくこと
- ・ 富士変速機においても、立川ブラインド工業の完全子会社となることについて、立川ブラインド工業の説明と同様のシナジー効果を見込んでいるとのことであり、その説明に特に不当又は不合理なところは認められない。

ハ. 富士変速機の完全子会社化のディスシナジーの不存在

- ・ 富士変速機の説明によれば、富士変速機が立川ブラインド工業の完全子会社となり、上場を廃止したとしても、立川ブラインドグループの一員として信用が補完されることにより、特にディスシナジーが生じるおそれはないとのことであり、その説明に特に不当又は不合理なところは認められない。

(ii) 本株式交換の条件（本株式交換における株式交換比率を含む。）の妥当性が確保されているか

以下のとおり、MKA の説明に基づけば、本株式交換比率は合理的であり（イ）、交渉過程手続は公正であり（ロ）、その他の条件においても公正性を疑わせる事情は認められない（ハ）ことからすれば、本株式交換の条件（本株式交換比率を含む。）の妥当性は確保されていると考えるのが相当である。

イ. 本株式交換比率の合理性

- ・ 富士変速機の第三者算定機関である MKA は、富士変速機及び立川ブラインド工業からの独立性が認められ、かつ、上場会社の株価算定に関する専門性が認められる。
- ・ MKA は、2024 年 7 月 31 日付け株式交換比率算定書を作成するに際して行った富士変速機と立川ブラインド工業の株価算定において市場株価法と DCF 法を採用しているが、その算定手法の選択は、企業価値評価の実務に照らして合理的な理由に基づくものである。

- ・ MKA 作成に係る 2024 年 7 月 31 日付け株式交換比率算定書における市場株価法の結果に基づけば、本株式交換比率は、富士変速機の株式の市場株価に対して一定のプレミアムが付されたものであると評価することができる。
- ・ MKA が 2024 年 7 月 31 日付け株式交換比率算定書における DCF 法による富士変速機の株価算定の前提とした事業計画は、富士変速機が事業の成長性を適切に織り込んで策定したものであり、富士変速機の株式の算定結果を低く誘導するような不合理な前提は置かれていない。
- ・ MKA は、2024 年 7 月 31 日付け株式交換比率算定書における DCF 法による富士変速機及び立川ブラインド工業の株価算定において、MKA が最も合理的と考える方法に基づく割引率と継続価値の算定方法を採用している。
- ・ 本株式交換比率は、2024 年 7 月 31 日付け株式交換比率算定書における DCF 法の算定結果のレンジの上限に達している。

#### ロ. 交渉過程手続の公正性

- ・ 富士変速機は、立川ブラインド工業との間で本株式交換の条件交渉を行うに際して、法務アドバイザーである中村・角田・松本法律事務所の独立性を確認した上で、その専門的助言を受けている。
- ・ 富士変速機は、第三者算定機関である MKA による富士変速機と立川ブラインド工業の株価算定の試算を参照しながら、立川ブラインド工業との間の本株式交換の条件交渉に臨んでいた。
- ・ 富士変速機は、立川ブラインド工業との間の本株式交換の交渉の進捗状況を、随時、本特別委員会に報告し、本特別委員会の承認を取った上で、交渉を進めていた。

#### ハ. その他

- ・ 富士変速機は、本株式交換の契約に関して、本株式交換比率に限らず、法務アドバイザーである中村・角田・松本法律事務所のレビューを依頼しているところ、本株式交換の契約に関して、特に富士変速機に不利な条件の存在は認められていない。

(iii) 本株式交換において、公正な手続を通じた富士変速機の株主の利益への十分な配慮がなされているか

以下のとおり、富士変速機による利益相反回避体制が講じられており（イ）、公正性担保措置が確保されており（ロ）、独立当事者間取引と同視し得る状況で交渉が行われたと評価することができること（ハ）からすれば、本株式交換において、公正な手続を通じた富士変速機の株主の利益への十分な配慮がなされていると考え

るのが相当である。

イ. 富士変速機による利益相反回避体制

- ・ 富士変速機の取締役会の構成員に立川ブラインド工業からの出向者や兼務取締役は存在しておらず、富士変速機の実業取締役のうち、過去に立川ブラインド工業の役員であった蓮井隆之氏についても、立川ブラインド工業から転籍してから一定の期間が経過しており、本株式交換に関して、立川ブラインド工業側で一切の関与をしておらず、立川ブラインド工業からの指揮監督下にもないから、富士変速機の実業取締役会における本株式交換の検討に関する議題の審議・決議においては、立川ブラインド工業からの影響を排除する措置が講じられていたものと評価することができる。
- ・ 本特別委員会の審議を通じて、富士変速機における本株式交換の検討・協議に関して、立川ブラインド工業からの不当な影響を受けたことを疑わせる事情はまったく認められず、本株式交換における富士変速機の実業決定に関して利益相反のおそれはないものと判断するのが相当である。

ロ. 公正性担保措置の確保

- ・ 富士変速機取締役会は、本株式交換に係る実業決定過程における利益相反のおそれを排除し、その公正性を担保するため、本特別委員会を設置し、本株式交換に関する実業決定は、本特別委員会の判断内容を最大限尊重して行われるものとし、特に本特別委員会が本株式交換の条件を妥当でないと判断したときには、富士変速機取締役会は当該条件による本株式交換に賛同しないものとした。
- ・ 本特別委員会は、前記（ii）記載のとおり、本株式交換の条件等に関する交渉過程に実質的に関与した。
- ・ 本特別委員会は、富士変速機の法務アドバイザーである中村・角田・松本法律事務所から、その独立性を確認した上で、本株式交換の交渉過程において、経済産業省「公正な M&A の在り方に関する指針」（2019 年 6 月 28 日）に照らしても、手続の公正性を損なうことがないようにするための専門的な助言を受けた。
- ・ 本特別委員会は、富士変速機の第三者算定機関である MKA の独立性を確認した上で、MKA の作成した富士変速機と立川ブラインド工業の株価算定の試算結果を参照しながら、立川ブラインド工業から、本株式交換比率を最大限まで引き上げるための交渉方針について審議・検討した。

ハ. 独立当事者間取引と同視し得る状況

- ・ 富士変速機は、前記ロ記載のとおり、本特別委員会の実質的な関与を得ながら、

立川ブラインド工業との間で、本株式交換についての交渉を行い、立川ブラインド工業から提案された株式交換比率を引き上げることに成功し、かつ、その後もなお、立川ブラインド工業から本株式交換比率を引上げてもらえる余地を粘り強く探り続けていたものであり、その交渉の姿勢からは、本株式交換の条件をめぐり交渉においては、独立当事者間取引と同視し得る状況が確保されていたものと評価することができる。

(iv) 上記 (i) から (iii) のほか、本株式交換は富士変速機の少数株主にとって不利益でないと考えられるか

上記 (i) 、 (ii) 及び (iii) の検討事項以外の点において、富士変速機が立川ブラインド工業に対して実施したデュー・ディリジェンスの結果の報告を踏まえても、本株式交換が富士変速機の少数株主に対して不利益を生じさせるような事情は特に認められないため、本株式交換は富士変速機の少数株主にとって不利益なものではないと考えるのが相当である。

⑤ 富士変速機における利害関係を有しない取締役（監査等委員である取締役を含む。）全員の承認

本株式交換に関する議案を決議した本日開催の富士変速機取締役会においては、富士変速機取締役（監査等委員である取締役を含む。）8名全員の賛成により本株式交換の実施を決議しております。

なお、富士変速機取締役のうち、蓮井隆之氏は過去に立川ブラインド工業の役員でありましたが、立川ブラインド工業から転籍してから一定の期間が経過しており、本株式交換に関して、立川ブラインド工業側で一切の関与をしておらず、立川ブラインド工業からの指揮監督下にもないため、本株式交換における富士変速機的意思決定に関して利益相反のおそれはないものと判断しております。

(4) 株式交換完全親会社となる立川ブラインド工業の資本金及び準備金の額の相当性に関する事項（会社法施行規則第184条第3項、会社法第768条第1項第2号イ）

本株式交換により、立川ブラインド工業の資本金の額は変動せず、準備金の額は会社計算規則第39条の規定に従い立川ブラインド工業が別途定める額増加することとなります。

富士変速機は、かかる取扱いは、立川ブラインド工業の財務状況、資本政策その他の事情を総合的に考慮・検討し、法令の範囲内で決定したものであり、相当であると判断しております。

3. 交換対価について参考となるべき事項（会社法施行規則第 184 条第 1 項第 2 号）

(1) 立川ブラインド工業の定款の定め（会社法施行規則第 184 条第 4 項第 1 号イ）

立川ブラインド工業の定款は、別紙 2 のとおりです。

(2) 交換対価の換価方法に関する事項（会社法施行規則第 184 条第 4 項第 1 号ロ）

① 交換対価を取引する市場

立川ブラインド工業株式は、東京証券取引所プライム市場において取引されております。

② 交換対価の取引の媒介、取次ぎ又は代理を行う者

立川ブラインド工業株式は、全国の各証券会社等において媒介、取次ぎ等が行われております。

③ 交換対価の譲渡その他の処分の制限の内容

該当事項はありません。

(3) 交換対価の市場価格に関する事項（会社法施行規則第 184 条第 4 項第 1 号ハ）

本株式交換契約の締結を公表した日（2024 年 8 月 1 日）の前営業日を基準として、1 ヶ月間、3 ヶ月間及び 6 ヶ月間の東京証券取引所プライム市場における立川ブラインド工業株式の終値の平均はそれぞれ 1,367 円、1,367 円及び 1,413 円となります。

また、立川ブラインド工業株式の最新の市場価格等につきましては、東京証券取引所のウェブサイト（<https://www.jpx.co.jp/>）等でご覧いただけます。

(4) 立川ブラインド工業の過去 5 年間にその末日が到来した各事業年度に係る貸借対照表の内容（会社法施行規則第 184 条第 4 項第 1 号ニ）

立川ブラインド工業は、いずれの事業年度においても金融商品取引法第 24 条第 1 項の規定により有価証券報告書を提出しておりますので、記載を省略いたします。

4. 株式交換に係る新株予約権の定め相当性に関する事項（会社法施行規則第 184 条第 1 項第 3 号）

該当事項はありません。

5. 計算書類等に関する事項（会社法施行規則第 184 条第 1 項第 4 号）

- (1) 立川ブラインド工業の最終事業年度に係る計算書類等の内容（会社法施行規則第 184 条第 6 項第 1 号イ）

立川ブラインド工業の最終事業年度（2023 年 12 月期）に係る計算書類等の内容は、別紙 3 のとおりです。

- (2) 立川ブラインド工業の最終事業年度の末日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等の内容（会社法施行規則第 184 条第 6 項第 1 号ロ）

該当事項はありません。

- (3) 立川ブラインド工業及び富士変速機の最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容（会社法施行規則第 184 条第 6 項第 1 号ハ、第 2 号イ）

＜立川ブラインド工業＞

① 本株式交換契約の締結

立川ブラインド工業は、2024 年 8 月 1 日開催の取締役会において、子会社である富士変速機との間で、立川ブラインド工業を株式交換完全親会社とし、富士変速機を株式交換完全子会社とする本株式交換を行うことを決議し、同日、本株式交換契約を締結いたしました。本株式交換は、2024 年 9 月 27 日に開催予定の富士変速機の臨時株主総会の決議による承認を得たうえで、2024 年 10 月 28 日を効力発生日として行う予定です。本株式交換契約の内容は、上記 1. 「株式交換契約の内容（会社法第 782 条第 1 項第 3 号）」に記載のとおりです。

＜富士変速機＞

① 株式会社東光高岳からのサーボモータ事業譲受

富士変速機は、2023 年 10 月 27 日開催の取締役会において、株式会社東光高岳よりサーボモータ事業を譲受けることを決議し、同日付で事業譲渡契約を締結し、2024 年 1 月 1 日付で当該事業の事業譲受を行いました。

② 本株式交換契約の締結

富士変速機は、2024 年 8 月 1 日開催の取締役会において、親会社である立川ブラ

インド工業との間で、立川ブラインド工業を株式交換完全親会社とし、富士変速機を株式交換完全子会社とする本株式交換を行うことを決議し、同日、本株式交換契約を締結いたしました。本株式交換は、2024 年 9 月 27 日に開催予定の富士変速機の臨時株主総会の決議による承認を得たうえで、2024 年 10 月 28 日を効力発生日として行う予定です。本株式交換契約の内容は、上記 1.「株式交換契約の内容（会社法第 782 条第 1 項第 3 号）」に記載のとおりです。

③ 自己株式の消却

富士変速機は、本株式交換の効力発生日の前日までに開催する取締役会の決議により、基準時において富士変速機が保有する自己株式（本株式交換に関する会社法第 785 条第 1 項に基づく反対株主の株式買取請求に応じて取得する株式を含みます。）の全部を、基準時をもって消却する予定です。

6. 株式交換が効力を生ずる日以後における株式交換完全親会社の債務の履行の見込みに関する事項（会社法施行規則第 184 条第 1 項第 5 号）

該当事項はありません。

以上

別紙 1 本株式交換契約の内容（会社法第 782 条第 1 項第 3 号）  
次頁以降をご参照ください。

# 株式交換契約書

立川ブラインド工業株式会社（以下、「甲」という。）及び富士変速機株式会社（以下、「乙」という。）は、2024 年 8 月 1 日（以下、「本契約締結日」という。）、以下のとおり株式交換契約（以下、「本契約」という。）を締結する。

## 第 1 条 （本株式交換）

甲及び乙は、本契約の規定に従い、甲を株式交換完全親会社とし、乙を株式交換完全子会社とする株式交換（以下、「本株式交換」という。）を行い、甲は、本株式交換により乙の発行済株式（ただし、甲が有する乙の株式を除く。以下同じ。）の全部を取得する。

## 第 2 条 （株式交換完全親会社及び株式交換完全子会社の商号及び住所）

甲及び乙の商号及び住所は、以下のとおりである。

(1) 甲 （株式交換完全親会社）

商号：立川ブラインド工業株式会社

住所：東京都港区三田三丁目 1 番 12 号

(2) 乙 （株式交換完全子会社）

商号：富士変速機株式会社

住所：岐阜県岐阜市中洲町 18 番地

## 第 3 条 （本株式交換に際して交付する株式及びその割当て）

1. 甲は、本株式交換に際して、本株式交換により甲が乙の発行済株式の全部を取得する時点の直前時（以下、「基準時」という。）における乙の株主（第 9 条に基づく乙の自己株式の消却後の株主をいうものとし、甲を除く。以下本条において同じ。）に対して、乙の普通株式に代わり、その保有する乙の普通株式の数の合計に 0.25 を乗じて得た数の甲の普通株式を交付する。
2. 甲は、本株式交換に際して、基準時における乙の株主に対して、その保有する乙の普通株式 1 株につき、甲の普通株式 0.25 株の割合（以下、「本株式交換比率」という。）をもって、甲の普通株式を割り当てる。
3. 前二項の規定に従い甲が乙の株主に対して割り当てるべき甲の普通株式の数に 1 株に満たない端数がある場合には、甲は会社法 234 条その他の関連法令の規定に従い処理する。

## 第 4 条 （甲の資本金及び準備金の額）

本株式交換により増加すべき甲の資本金及び準備金の額は以下のとおりとする。

- |             |                         |
|-------------|-------------------------|
| (1) 資本金の額   | 0 円                     |
| (2) 資本準備金の額 | 会社計算規則第 39 条に従い甲が別途定める額 |
| (3) 利益準備金の額 | 0 円                     |

#### 第5条 （本効力発生日）

本株式交換がその効力を生ずる日（以下、「本効力発生日」という。）は、2024年10月28日とする。ただし、本株式交換の手續の進行上の必要性その他の事由により必要な場合には、甲及び乙は、協議し合意の上、これを変更することができる。

#### 第6条 （株主総会の承認）

1. 甲は、会社法第796条第2項本文の規定により、本契約について会社法第795条第1項に定める株主総会の決議による承認を受けることなく本株式交換を行う。ただし、会社法第796条第3項の規定により本契約について株主総会の決議による承認が必要となった場合は、甲は、本効力発生日の前日までに、本契約その他本株式交換に必要な事項について株主総会の決議による承認を求める。
2. 乙は、本効力発生日の前日までに、本契約その他本株式交換に必要な事項について株主総会の決議による承認を求める。

#### 第7条 （事業の運営等）

1. 甲及び乙は、本契約締結日から本効力発生日までの間、それぞれ善良な管理者の注意をもって自らの業務の遂行並びに財産の管理及び運営を行うものとする。
2. 甲及び乙は、本契約締結日から本効力発生日までの間、本契約において別途明示的に定める場合を除き、本株式交換の実行又は本株式交換比率に重大な影響を及ぼす可能性のある行為を行う場合は、事前に相手方当事者と協議し合意の上、これを行うものとする。

#### 第8条 （剰余金の配当）

1. 甲は、2024年6月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対して、1株当たり14円を限度として剰余金の配当を行うことができる。
2. 乙は、2024年6月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対して、1株当たり3円を限度として剰余金の配当を行うことができる。
3. 甲及び乙は、前各項に定めるものを除き、本契約締結日以降、本効力発生日以前の日を基準日とする剰余金の配当の決議を行ってはならない。

#### 第9条 （自己株式の消却）

乙は、本効力発生日の前日までに開催される取締役会の決議により、基準時において保有する自己株式（本株式交換に際して行使される会社法第785条第1項に定める反対株主の株式買取請求に応じて取得する自己株式を含む。）の全部につき基準時をもって消却するものとする。

#### 第10条（本株式交換の条件変更等）

1. 本契約締結日から本効力発生日に至るまでの間において、本株式交換の実行に重大な支障となる事態が生じ又は明らかとなった場合その他本契約の目的の達成が困難となった場合には、甲及び乙は、協議し合意の上、本株式交換の条件その他の本契約の内容を変更し、若しくは本株式交換を中止し、又は本契約を解除することができる。
2. 甲及び乙は、本契約締結日から本効力発生日の前日までの間に、相手方当事者が本契約の条項に違反した場合には、相当の期間を定めて相手方当事者に是正することを催告の上、その期間内には是正がなされないときは、本契約を解除することができる。

#### 第11条（本契約の効力）

本契約は、（i）本効力発生日の前日までに第6条第2項に規定する乙の株主総会において本契約の承認が得られない場合、（ii）甲において、第6条第1項ただし書の規定による株主総会の承認が必要となったにもかかわらず、本効力発生日の前日までに甲の株主総会において本契約の承認が得られない場合、又は（iii）前条に基づき本契約が解除された場合には、その効力を失う。

#### 第12条（準拠法及び合意管轄裁判所）

本契約は日本法に準拠し、日本法に従って解釈されるものとする。本契約の履行及び解釈に関し紛争が生じたときは、甲及び乙のうち被告となる者の本店所在地を管轄する地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

#### 第13条（協議）

本契約に記載のない事項、又は本契約の内容に疑義が生じた事項は、甲及び乙は誠実に協議し、その解釈を図るものとする。

本契約の成立を証するため、本書 2 通を作成し、各当事者記名押印の上、各自 1 通を保管する。

2024 年 8 月 1 日

甲 東京都港区三田三丁目 1 番 12 号  
立川ブラインド工業株式会社  
代表取締役社長 池崎 久也



乙 岐阜県岐阜市中洲町 18 番地  
富士変速機株式会社  
代表取締役社長 市原 英孝



別紙２ 立川ブラインド工業の定款  
次頁以降をご参照ください。

# 定 款

**立川フラインド工業株式会社**

# 定 款

## 第1章 総 則

### (商 号)

第1条 当社は、立川ブラインド工業株式会社と称し、英文では TACHIKAWA CORPORATION と表示する。

### (目 的)

第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

- 1) 各種ブラインドの製造および販売ならびに設計施工
- 2) 各種間仕切の製造および販売ならびに設計施工
- 3) サッシ、シャッターその他建築材料の製造および販売ならびに設計施工
- 4) 室内外装品の製造および販売ならびに室内外の設計施工
- 5) ブラインド、間仕切、サッシ、シャッターその他建築材料および室内外装品等の輸出入販売
- 6) 書画、骨董品その他美術品等の斡旋販売
- 7) 各種駐車場装置の販売ならびに設計施工
- 8) 前各号に附帯する一切の業務

### (本店の所在地)

第3条 当社は、本店を東京都港区に置く。

### (機 関)

第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

- 1) 取締役会
- 2) 監査役
- 3) 監査役会
- 4) 会計監査人

### (公告方法)

第5条 当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

## 第2章 株 式

### (発行可能株式総数)

第6条 当会社の発行可能株式総数は、4,000万株とする。

### (自己の株式の取得)

第7条 当会社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。

### (単元株式数)

第8条 当会社の単元株式数は、100株とする。

### (単元未満株式についての権利)

第9条 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- 1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- 2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- 3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利
- 4) 次条に定める請求をする権利

### (単元未満株式の買増し)

第10条 当会社の株主は、株式取扱規程に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。

### (株主名簿管理人)

第11条 当会社は、株主名簿管理人を置く。

2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。
3. 当会社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取扱わない。

### (株式取扱規程)

第12条 当会社の株主権行使の手続きその他株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

### 第3章 株主総会

#### (総会の招集時期)

第13条 当会社の定時株主総会は毎年3月に招集し、臨時株主総会は必要がある場合に随時これを招集する。

#### (定時株主総会の基準日)

第14条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年12月31日とする。

#### (招集権者および議長)

第15条 株主総会は取締役社長がこれを招集し、その議長となる。

2. 取締役社長に事故があるときは、取締役会において予め定めた順序に従い、他の取締役がこれにあたる。

#### (電子提供措置等)

第16条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

2. 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

#### (決議の方法)

第17条 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2. 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

#### (議決権の代理行使)

第18条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。この場合には、株主または代理人は株主総会毎に代理権を証明する書面を当会社へ提出しなければならない。

#### (議事録)

第19条 株主総会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録する。

## 第4章 取締役および取締役会

### (員数および選任方法)

第20条 当会社の取締役は12名以内とし、株主総会において選任する。

2. 取締役の選任の決議については、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
3. 取締役の選任の決議については累積投票によらない。

### (任期)

第21条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 増員または補欠によって選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了する時までとする。

### (代表取締役および役付取締役)

第22条 取締役会は、その決議により代表取締役を選定する。

2. 取締役会は、その決議により取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。

### (取締役会の招集権者および議長)

第23条 取締役会は法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。取締役社長に事故があるときは取締役会で予め定めた順序に従い、他の取締役がこれにあたる。

2. 取締役会を招集するときは、各取締役および各監査役に対し、会日の3日前までにその通知を発する。ただし、緊急に招集する必要があるときは、この期間を短縮することができる。
3. 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

### (取締役会の決議方法)

第24条 取締役会の決議は取締役の過半数が出席し、その過半数でこれを行う。

2. 当会社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

### (取締役会の議事録)

第25条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した取締役および監査役が記名押印または電子署名する。

### (取締役会規程)

第26条 取締役会に関する事項は、法令または定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

**(取締役の報酬等)**

**第 27 条** 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会において定める。

**(取締役の責任限定契約)**

**第 28 条** 当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、同法第 423 条第 1 項の責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額とする。

## **第 5 章 監査役および監査役会**

**(員数および選任方法)**

**第 29 条** 当会社の監査役は 5 名以内とし、株主総会において選任する。

2. 監査役の選任の決議については、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
3. 当会社は、会社法第 329 条第 3 項の規定により、法令に定める監査役の員数を欠くこととなる場合に備えて、株主総会において補欠監査役を選任することができる。
4. 前項の補欠監査役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。

**(任 期)**

**第 30 条** 監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 補欠によって選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

**(常勤の監査役)**

**第 31 条** 監査役会は、その決議により常勤の監査役を選定する。

**(監査役会の招集)**

**第 32 条** 監査役会を招集するときは、各監査役に対し、会日の 3 日前までにその通知を発する。ただし、緊急に招集する必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2. 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。

**(監査役会の決議方法)**

**第 33 条** 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数でこれを行う。

**(監査役会の議事録)**

**第 34 条** 監査役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した監査役が記名押印または電子署名する。

**(監査役会規程)**

**第 35 条** 監査役会に関する事項は、法令または定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。

**(監査役の報酬等)**

**第 36 条** 監査役の報酬等は、株主総会において定める。

**(監査役の責任限定契約)**

**第 37 条** 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、監査役との間に、同法第 423 条第 1 項の責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額とする。

## **第 6 章 計 算**

**(事業年度)**

**第 38 条** 当社の事業年度は毎年 1 月 1 日からその年の 12 月 31 日までの 1 年とする。

**(剰余金の配当の基準日)**

**第 39 条** 当社の期末配当の基準日は、毎年 12 月 31 日とする。

**(中間配当)**

**第 40 条** 当社は、取締役会の決議により、毎年 6 月 30 日を基準日として中間配当をすることができる。

**(配当金等の除斥期間)**

**第 41 条** 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満 3 年を経過しても受領されないときは、当社はその支払義務を免れるものとする。

本定款は、2023 年 3 月 30 日より一部改訂実施する。

別紙3 立川ブラインド工業の最終事業年度に係る計算書類等の内容  
次頁以降をご参照ください。

# 事業報告 (2023年1月1日から2023年12月31日まで)

## 1. 企業集団の現況に関する事項

### (1) 事業の経過および成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症が5類感染症へ移行し、景気に持ち直しの動きが見られたものの、円安やウクライナ情勢の長期化等に伴う原材料価格、エネルギー価格の高止まり等により景気後退への懸念が高まり、先行きは依然として不透明な状況であります。

当社グループ関連の建設・住宅業界は、住宅の新設着工戸数が戸建を中心に伸び悩んでおり、長期的に見ても世帯数の減少や住宅の長寿命化等により年々減少傾向にある等、厳しい環境となっております。

このような環境の下、当社グループは、2023年12月期から2025年12月期までの中期経営計画「タチカワビジョン2025～継続と進化～」を策定致しました。今後も安定した収益を確保できる事業体制の構築に向けて、建築物内外の生活環境の改善による社会貢献を継続しながら、「ものづくりとマーケティング」「経営基盤の強化」「サステナビリティへの取り組み」に注力し、時代のニーズに応じて進化させてまいります。

当期の室内外装品関連事業においては、生活様式や働き方が大きく変化する中、多様化するニーズに応じた、より安心・安全で快適な住空間づくりを目指し、顧客満足度の高い製品の開発および新製品発表会の開催等による新製品の市場浸透に注力したほか、当社ウェブサイトやSNSを活用した情報発信等により、デジタルマーケティングの強化を図りました。営業拠点においては、営業機能の効率化およびサービスの向上を目的に、ショールームを備えた関東支店を建設し、営業を開始したほか、技術面においては、新技術や新素材、新製法を活用した研究開発拠点として、技術研究棟の建設を進めております。生産面においては、連結子会社の立川機工株式会社にて、最新設備を備えた成形棟を新設し、動線の改善や生産品目の拡大による生産性の向上、外注部品の内製化等によるコストダウンを進めました。

駐車場装置関連事業においては、くし歯式の強みを活かした営業展開により新規開拓に取り組むとともに、既設物件に対する計画的な改修提案や付加価値提案の推進による受注の獲得と、高騰する原価管理を徹底することで、収益の獲得に努めてまいりました。

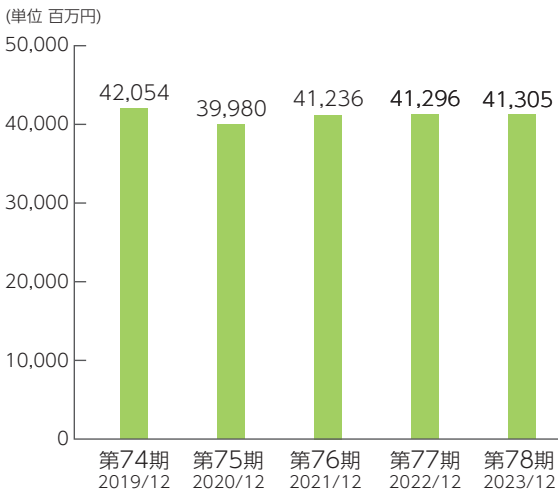
減速機関連事業においては、顧客ニーズに応えた個別製品の開発による提案営業を進め、新規顧客獲得に注力するとともに、原価高騰の影響下においても、生産体制の改善等により収益獲得に努めてまいりました。また、既存事業とシナジー効果が見込めるサーボモーター事業を2024年1月に譲り受けており、今後更なる減速機事業の拡大を目指してまいります。

サステナビリティへの取り組みについては、E(環境)・S(社会)・G(ガバナンス)に関する重要課題の解決に向けて「サステナビリティ委員会」を設置し、サステナビリティ基本方針の策定、マテリアリティ(重要課題)の特定を行うと共に、TCFD提言に賛同し、気候変動に関連するリスク・機会および対応策を分析・評価し、活動を開始致しました。

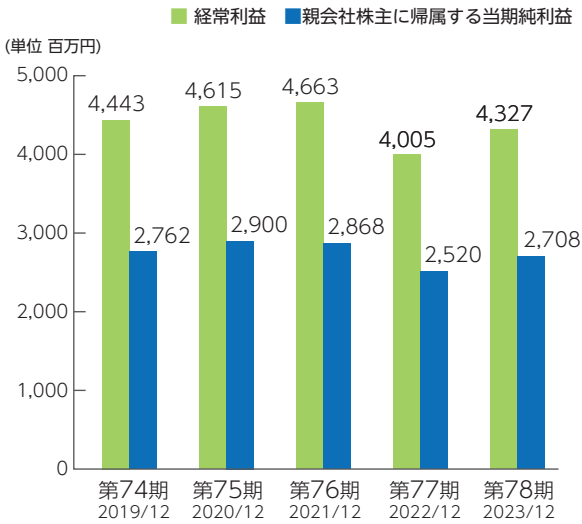
以上の結果、当連結会計年度における売上高は41,305百万円(前期比100.0%)、営業利益は4,046百万円(前期比5.9%増)、経常利益は4,327百万円(前期比8.0%増)、親会社株主に帰属する当期純利益は2,708百万円(前期比7.5%増)となりました。

|                 |           |     |        |   |
|-----------------|-----------|-----|--------|---|
| 売上高             | 41,305百万円 | 前期比 | 100.0% | ➡ |
| 営業利益            | 4,046百万円  | 前期比 | 5.9%増  | ➡ |
| 経常利益            | 4,327百万円  | 前期比 | 8.0%増  | ➡ |
| 親会社株主に帰属する当期純利益 | 2,708百万円  | 前期比 | 7.5%増  | ➡ |

売上高



経常利益・親会社株主に帰属する当期純利益



セグメントごとの業績は次のとおりであります。

セグメント別概況

室内外装品関連事業

主要製品   ブラインド、間仕切、カーテンレール、内装工事

売上高構成比

83.1%

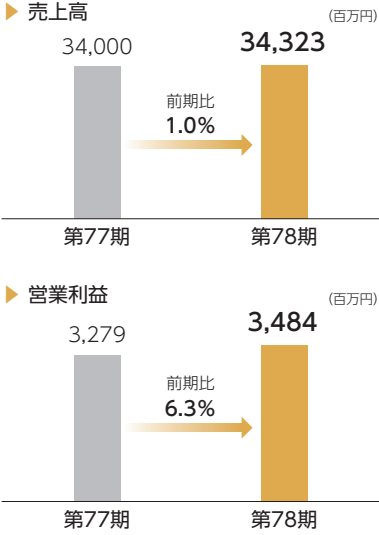
安心・安全で快適な住空間づくりを目指す中、ヨコ型ブラインド『パーフェクトシルキー』や『シルキー RDS』等において、直射光の反射を抑えるスラットや需要が高まる遮熱性能を有するスラット等機能性が高いスラットを拡充すると共に、ライフスタイルに合わせて選べるカラーラインナップをリニューアルしました。

さらに、2枚のレースの間にドレープを配した立体構造の調光ロールスクリーン『ルミエ』を新発売したほか、電動製品『スマートインテリアシェード ホームタコス』では、家庭内エネルギーを節約するための管理システムとして近年需要が高まっているH E M S (ホーム・エネルギー・マネジメント・システム)に対応したアダプタの発売や電動製品共通の赤外線リモコンのリニューアルを行い、電動製品の更なる普及に努めました。

また、リフォーム需要や非住宅向け需要の拡大等、多様化するニーズに対応するため、『プレイス』『プレイス スウィング』に新たなラインナップを追加し、デザイン性と機能性の向上を図りました。

その他、「タチカワブラインド新製品発表会」を4年ぶりに全国13会場で開催し、“これからの暮らしをかなえる”をテーマに、近年発売した当社製品を展示し、多様化するニーズに対応する製品を訴求してまいりました。

以上の結果、売上高は34,323百万円（前期比1.0%増）となり、営業利益につきましては、コスト低減活動や一部製品の価格改定等の収益改善に努めた結果、3,484百万円（前期比6.3%増）となりました。



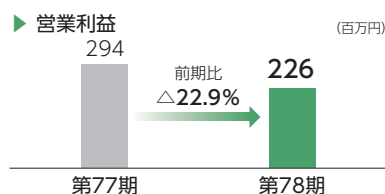
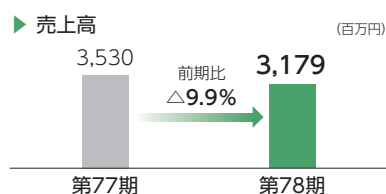
## 駐車場装置関連事業

主要製品 パズルタワー、スーパーパズルGS、LB、パズルタワーミニ10、ペアパーク

売上高構成比  
7.7%

既存納入物件に対する付加価値提案による改修や保守が順調に推移した一方、主力の「パズルタワー」の新築工事が減少したことにより、売上高は3,179百万円(前期比9.9%減)となりました。

営業利益につきましては、売上高の減少や資材価格高騰影響等により、226百万円(前期比22.9%減)となりました。



タワー式パーキングシステム (パズルタワー)

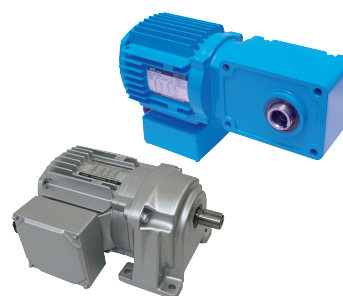
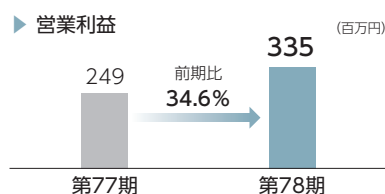
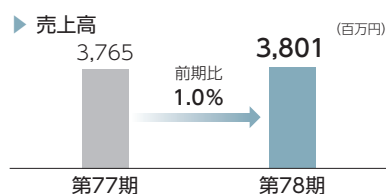
## 減速機関連事業

主要製品 ギヤードモータ、個別減速機、シャッタ用駆動装置、消防用非常装置

売上高構成比  
9.2%

産業用機械需要に弱さがみられる中、定番製品に加え、無人搬送台車駆動用減速機等の各種産業用減速機の受注が堅調に推移したことにより、売上高は3,801百万円(前期比1.0%増)となりました。

営業利益につきましては、原材料価格高騰の影響もありましたが、価格改定等の収益改善により335百万円(前期比34.6%増)となりました。



ギヤードモータ

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度において実施いたしました設備投資の総額は2,242百万円で、その主なものは次のとおりであります。

|           |                   |
|-----------|-------------------|
| 札幌製作所移転計画 | 777百万円（室内外装品関連事業） |
| 広島支店移転候補地 | 310百万円（室内外装品関連事業） |
| 新成形棟      | 273百万円（室内外装品関連事業） |

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度において、特記すべき事項はありません。

(4) 対処すべき課題

今後の見通しにつきまして、国内景気は、新型コロナウイルス感染症が5類感染症へ移行し、持ち直しの動きが見られたものの、一方で原材料価格、エネルギー価格の高止まり等は依然続くことが想定され、事業環境を取り巻く状況は先行きが不透明です。

また、中長期的には、建設・住宅業界において、世帯数の減少や住宅の長寿命化等により住宅着工戸数が減少傾向にある等、厳しい事業環境が続くことが予想されます。

このような環境の下、当社グループでは、安定した収益を計上できる事業体制の構築に向け、以下を優先的に対処すべき課題として取り組んでまいります。

①マーケティングの継続・進化

「安心・安全・快適・環境・健康」をキーワードに、多様化するニーズを的確に捉えた製品開発に努めると共に、リアルとデジタルを融合させたマーケティングの進化とプロダクトミックス提案の強化、電動製品、間仕切製品の拡販、取扱商材の拡大、販売価格の見直しを視野に入れた収益改善等にも努めてまいります。



窓まわりの電動製品  
「スマートインテリアシェード ホームタコス」

②技術革新

2024年9月竣工予定の技術研究棟を本稼働させ、当社独自の新技术、新素材、新製法等を幅広く研究し、メーカーとしての開発基盤を強化することで、技術力の向上を図ると共に、環境負荷低減に繋がる製品開発にも注力致します。

### ③生産体制の強化

原材料の価格高騰等が続く中においても、高品質かつ安定供給を維持し、また、長期的な視野のもと、市場環境に応じた生産拠点の整備や生産品目の適正化、並びに在庫の適正化に注力してまいります。



### ④経営基盤の整備

当社グループの中長期的な成長に向けた事業戦略、マーケティングの強化を図る為に必要不可欠な人材の確保と育成を推進し、また 事業拠点等の整備も含め、経営資源を計画的に強化してまいります。

### ⑤サステナビリティへの取り組み

サステナビリティ基本方針を踏まえ、E（環境）S（社会）G（ガバナンス）に関するマテリアリティの解決に取り組むことにより、グループの継続的な成長と持続可能な地球環境・社会の実現を目指してまいります。

## ■ サステナビリティ基本方針

タチカワブラインドグループは、事業を通じて  
E(環境)・S(社会)・G(ガバナンス)に関する重要課題解決に取り組むことにより、  
グループの継続的な成長と持続可能な地球環境・社会の実現を目指します。

#### 環境（E）

環境負荷低減、  
気候変動問題への対応

#### 社会（S）

快適な住空間の提供、  
働きやすい環境の構築

#### ガバナンス（G）

グループガバナンスを  
重視した経営

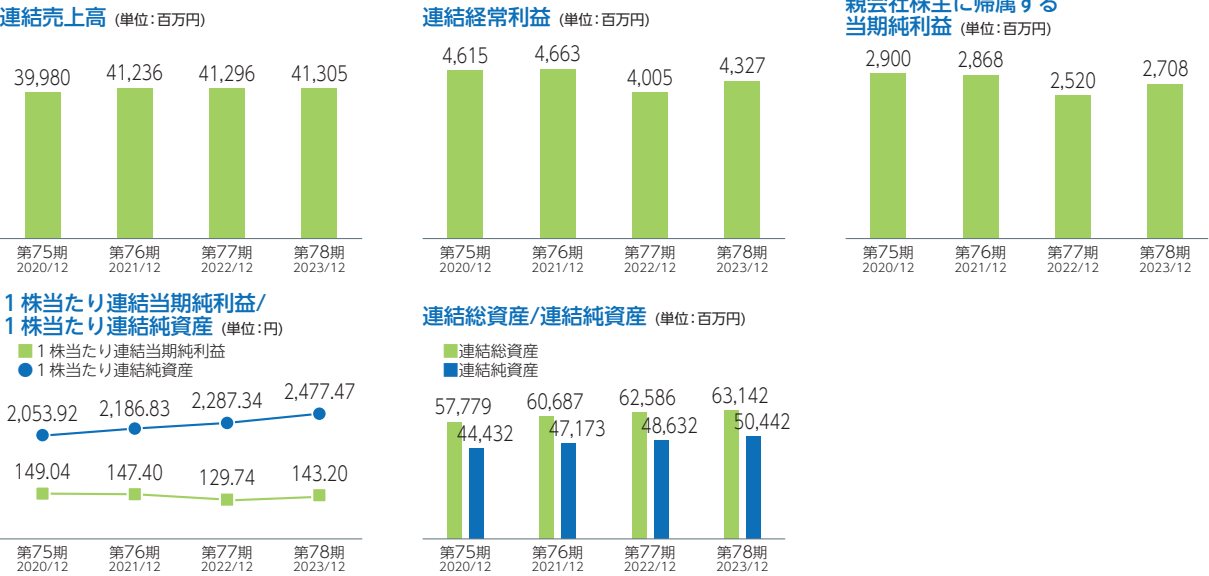
タチカワブラインドの「サステナビリティへの取り組み」  
<https://www.blind.co.jp/company/sdgs/>



(5) 財産および損益の状況の推移

| 区 分                                    | 第 75 期<br>2020年12月期 | 第 76 期<br>2021年12月期 | 第 77 期<br>2022年12月期 | 第 78 期<br>2023年12月期 |
|----------------------------------------|---------------------|---------------------|---------------------|---------------------|
| 連 結 売 上 高 (百万円)                        | 39,980              | 41,236              | 41,296              | 41,305              |
| 連 結 経 常 利 益 (百万円)                      | 4,615               | 4,663               | 4,005               | 4,327               |
| 親 会 社 株 主 に 帰 属 す る<br>当 期 純 利 益 (百万円) | 2,900               | 2,868               | 2,520               | 2,708               |
| 1 株 当 た り 連 結 当 期 純 利 益                | 149.04円             | 147.40円             | 129.74円             | 143.20円             |
| 連 結 総 資 産 (百万円)                        | 57,779              | 60,687              | 62,586              | 63,142              |
| 連 結 純 資 産 (百万円)                        | 44,432              | 47,173              | 48,632              | 50,442              |
| 1 株 当 た り 連 結 純 資 産                    | 2,053.92円           | 2,186.83円           | 2,287.34円           | 2,477.47円           |

(注) 第77期より「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を適用しており、第77期以降の財産及び損益の状況については、当該会計基準等を適用した後の数値を記載しております。



(6) 重要な親会社および子会社の状況

- ① 親会社との関係  
該当事項はありません。
- ② 重要な子会社の状況

| 会 社 名             | 資 本 金              | 当社の議決権比率           | 主要な事業内容                      |
|-------------------|--------------------|--------------------|------------------------------|
| 立 川 機 工 株 式 会 社   | 300 <sup>百万円</sup> | 100.0 <sup>%</sup> | ブラインド、間仕切等の部品およびカーテンレールの製造販売 |
| 立 川 装 備 株 式 会 社   | 300                | 100.0              | ブラインド、間仕切等の取付工事および関連製品の販売    |
| 富 士 変 速 機 株 式 会 社 | 2,507              | 58.9               | 変速機、減速機、立体駐車装置および間仕切の製造販売    |

(注) 上記の重要な子会社 3 社を含む連結子会社は 8 社であり、持分法適用会社はありません。当連結会計年度の売上高は、41,305百万円（前期比100.0%）となりました。また、経常利益は4,327百万円（前期比8.0%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は2,708百万円（前期比7.5%増）となりました。

(7) 主要な事業内容（2023年12月31日現在）

当社グループは、室内外装関連製品、機械式立体駐車装置等の製造販売およびそれらの設計施工を主な内容とし、さらに各事業に関連するサービス等の事業活動を展開しております。なお、主な取扱製品は以下のとおりであります。

| 事業の種類別セグメントの名称 | 主 要 製 品                |
|----------------|------------------------|
| 室内外装品関連事業      | ブラインド、間仕切、カーテンレール、内装工事 |
| 駐車場装置関連事業      | 機械式立体駐車装置              |
| 減速機関連事業        | 減速機                    |

(8) 主要な営業所および工場（2023年12月31日現在）

|                         |     |                                                         |
|-------------------------|-----|---------------------------------------------------------|
| 当 社                     | 本 社 | 東京都港区                                                   |
|                         | 支 店 | 札幌、仙台、関東（さいたま市）、千葉、東京（港区）、信越（新潟市）、横浜、名古屋、金沢、大阪、高松、広島、福岡 |
|                         | 工 場 | 新潟（阿賀野市）、滋賀（愛知郡）                                        |
| 富 士 変 速 機 株 式 会 社       | 本 社 | 岐阜県岐阜市                                                  |
|                         | 工 場 | 美濃（岐阜県美濃市）、テクノパーク（岐阜県美濃市）                               |
| 立 川 機 工 株 式 会 社         | 本 社 | 千葉県山武市                                                  |
| 立 川 装 備 株 式 会 社         | 本 社 | 東京都渋谷区                                                  |
| 立 川 布 帛 工 業 株 式 会 社     | 本 社 | 新潟県五泉市                                                  |
| 滋 賀 立 川 布 帛 工 業 株 式 会 社 | 本 社 | 滋賀県愛知郡                                                  |
| タチカワサービス株式会社            | 本 社 | 東京都港区                                                   |
| タチカワトレーディング株式会社         | 本 社 | 東京都港区                                                   |
| 立川窗飾工業（上海）有限公司          | 本 社 | 中華人民共和国上海市嘉定区                                           |

(9) 従業員の状況（2023年12月31日現在）

| 従 業 員 数      | 前期末比増減 |
|--------------|--------|
| 1,289名（424名） | + 20名  |

（注）従業員数は就業人員であり、臨時従業員数は年間平均雇用人員数を（ ）内に外書きしております。

(10) 主要な借入先の状況

該当事項はありません。

(11) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項（2023年12月31日現在）

(1) 株式に関する事項

|            |             |
|------------|-------------|
| ① 発行可能株式総数 | 40,000,000株 |
| ② 発行済株式総数  | 20,763,600株 |
| ③ 株主数      | 7,651名      |
| ④ 大株主      |             |

| 株 主 名                   | 持 株 数   | 持株比率   |
|-------------------------|---------|--------|
| 有限会社立川恒産                | 4,117千株 | 22.17% |
| タチカワブラインド取引先持株会         | 1,879千株 | 10.12% |
| 更生保護法人立川更生保護財団          | 1,331千株 | 7.17%  |
| 日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口） | 1,020千株 | 5.49%  |
| 立 川 光 威                 | 498千株   | 2.68%  |
| 株式会社三菱UFJ銀行             | 402千株   | 2.17%  |
| 株式会社りそな銀行               | 360千株   | 1.94%  |
| 日本生命保険相互会社              | 355千株   | 1.91%  |
| タチカワ社員持株会               | 280千株   | 1.51%  |
| 東リ株式会社                  | 210千株   | 1.13%  |

（注） 当社は、自己株式2,188千株を保有しておりますが上記の表には記載しておりません。

(2) その他株式に関する重要な事項

|                                                     |                       |
|-----------------------------------------------------|-----------------------|
| ・自己株式の取得                                            |                       |
| 2023年8月2日開催の取締役会において、以下のとおり自己株式の取得について決議し、取得いたしました。 |                       |
| 取得対象株式の種類                                           | 普通株式                  |
| 取得し得る株式の総数                                          | 500,000株（上限）          |
| 取得価額の総額                                             | 700百万円（上限）            |
| 取得期間                                                | 2023年8月3日～2024年5月31日  |
| ※取得した株式の総数                                          |                       |
| 取得価額の総額                                             | 536百万円                |
| 取得した期間                                              | 2023年8月3日～2023年12月31日 |

3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の氏名等

| 会社における地位 | 氏名      | 担当および重要な兼職の状況<br>(2023年12月31日現在)        |
|----------|---------|-----------------------------------------|
| 代表取締役会長  | 立川 光 威  | (有)立川恒産代表取締役社長                          |
| 代表取締役社長  | 池 崎 久 也 | 更生保護法人立川更生保護財団理事長                       |
| 取締役      | 小 野 寿 也 | 管理本部長兼社長室長兼監査室管掌、<br>タチカワサービス(株)代表取締役社長 |
| 取締役      | 立 川 孟 視 | 技術本部長                                   |
| 取締役      | 佐 藤 弘   | 製造本部長                                   |
| 取締役      | 藤 堂 孝 夫 | マーケティング本部長兼営業統括                         |
| 取締役      | 田 中 久 晶 | 大阪支店長兼営業統括補佐                            |
| 取締役      | 宮 本 實   |                                         |
| 取締役      | 加 藤 昌 子 | 弁護士                                     |
| 常勤監査役    | 栗 原 齊   |                                         |
| 監査役      | 芹 澤 眞 澄 | 弁護士                                     |
| 監査役      | 齊 藤 次 郎 |                                         |

- (注) 1. 取締役のうち宮本實および加藤昌子の両氏は、社外取締役であります。また、当社は社外取締役全員を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出ております。
2. 監査役のうち芹澤眞澄および齊藤次郎の両氏は、社外監査役であります。また、当社は社外監査役全員を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出ております。
3. 監査役栗原斉氏は、当社内の内部監査部門で業務経験を有し、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 監査役芹澤眞澄氏は、法律実務家としての経験が相当期間あり、財務および会計に関する適切な知見を有しております。

5. 2023年3月30日開催の第77期定時株主総会において、藤堂孝夫および加藤昌子の両氏は取締役、齊藤次郎氏は監査役に新たに選任され、それぞれ就任いたしました。
6. 2023年3月30日開催の第77期定時株主総会終結の時をもって、神上園圭介氏は取締役を、杉原麗氏は監査役を任期満了により退任いたしました。
7. 当社と社外取締役および社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の賠償責任を限定する責任限定契約を締結しております。なお、当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令の定める最低限度額であります。
8. 当社は当社の取締役及び監査役の全員を被保険者とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、その内容は次のとおりであります。

【保険契約の内容の概要】

- ① 被保険者の実質的な保険料負担割合  
保険料は特約部分も含め会社負担としており、被保険者の実質的な保険料負担はない。
- ② 填補の対象となる保険事故の概要  
特約部分も含め、被保険者である役員等がその職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について填補する。  
ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為の場合等一定の免責事由がある。

(2) 取締役および監査役の報酬等の額

- ① 当事業年度に係る報酬等の総額
- |     |     |             |    |       |
|-----|-----|-------------|----|-------|
| 取締役 | 10名 | 147百万円（うち社外 | 2名 | 9百万円） |
| 監査役 | 4名  | 19百万円（うち社外  | 3名 | 8百万円） |
- (注) 1. 当社の役員報酬は、「業績連動報酬等」及び「非金銭報酬等」に該当する報酬はありません。
2. 取締役の報酬等には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
3. 取締役の報酬限度額は、2007年3月29日開催の第61期定時株主総会において年額200百万円以内と決議しております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は7名です。
4. 監査役の報酬限度額は、2007年3月29日開催の第61期定時株主総会において年額40百万円以内と決議しております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は4名です。
5. 上記のほか、2023年3月30日開催の第77期定時株主総会決議に基づき、退任取締役1名及び退任監査役1名に対し役員退職慰労金3百万円（うち取締役1名 2百万円、社外監査役1名 1百万円）を支給しております。
- ② 取締役の報酬等の内容の決定に関する方針
- 当社は、2021年2月19日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。当該決議内容は、次のとおりであります。
- (a) 基本方針
- 取締役の報酬は、中長期的な企業業績と企業価値の向上に資するものであること、役職及び職責に応じたものであることを基本方針とし、2007年3月29日開催の定時株主総会において決議された取締役の報酬限度額200百万円以内で、毎月の固定報酬のほか、賞与、退職慰労金で構成された金銭報酬を支払うこ

ととする。これら固定報酬等が個人別の報酬等の全てを占めるものとする。

(b) 取締役の個人別の報酬等の内容の決定方針  
取締役の報酬は、固定報酬は職位および職責の重さを基準とし、賞与と退職慰労金は職位・職責・当社の業績を勘案し決定するものとする。

(c) 取締役の個人別の報酬等の内容の決定方法  
各取締役の報酬額については、取締役会決議に基づき代表取締役社長にその具体的内容の決定について委任するものとし、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内において、各取締役の役位、在任年数、職責および貢献度等を総合的に勘案し、各取締役の報酬を決定するものとする。

上記の方針に基づき、代表取締役社長である池崎久也氏が、各取締役の報酬額の具体的な内容について決定しております。その決定権限を代表取締役社長に委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ、各取締役の担当部門について評価を行うには、代表取締役社長が最も適していると判断しているためであります。

なお、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法および決定された報酬等の内容が決定方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

また、当社は、取締役の指名、報酬の決定等に係る手続きの公正性・透明性・客観性を強化するため、2023年11月1日開催の取締役会の決議にて、指名・報酬委員会を設置いたしました。

(3) 社外役員に関する事項

- ① 社外役員の重要な兼職先と当社との関係  
社外役員の重要な兼職先と当社の間には特別な関係はありません。
- ② 社外役員の主な活動状況

| 区分  | 氏 名     | 主な活動状況及び社外取締役が果たすことが期待される役割に対して行った職務の概要                                |
|-----|---------|------------------------------------------------------------------------|
| 取締役 | 宮 本 實   | 当事業年度に開催された取締役会16回の全てに出席し、公平かつ独立の立場から、適宜助言・提言を行っております。                 |
|     | 加 藤 昌 子 | 就任後開催の取締役会13回の全てに出席し、主に弁護士としての専門的見地から、適宜助言・提言を行っております。                 |
| 監査役 | 芹 澤 眞 澄 | 当事業年度に開催された取締役会16回の全て、監査役会18回の全てに出席し、主に弁護士としての専門的見地から、適宜助言・提言を行っております。 |
|     | 齊 藤 次 郎 | 就任後開催の取締役会13回の全て、監査役会14回の全てに出席し、経験見識を活かし公正かつ独立の立場から、適宜助言・提言を行っております。   |

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

太陽有限責任監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

- |                                    |       |
|------------------------------------|-------|
| ① 公認会計士法第2条第1項の業務に関する報酬            | 35百万円 |
| ② 当社および当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 56百万円 |

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記の金額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、過年度の監査計画における監査項目別、階層別監査時間の実績及び報酬額の推移並びに会計監査人の職務遂行状況を確認し、当事業年度の監査計画及び報酬額の妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等について会社法第399条第1項の同意を行っております。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任または不再任に関する議案を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

(4) 会計監査人が現に受けている業務停止処分

- 金融庁が2023年12月26日付で発表した処分の概要
- ① 処分対象  
太陽有限責任監査法人
- ② 処分内容  
契約の新規の締結に関する業務の停止3カ月（2024年1月1日から同年3月31日まで。ただし、既に監査契約を締結している被監査会社について、監査契約の期間更新や上場したことに伴う契約の新規の締結を除く。）
- ③ 処分理由  
他社の訂正報告書等の監査において、同監査法人の社員である2名の公認会計士が、相当の注意を怠り、重大な虚偽のある財務書類を重大な虚偽のないものと証明したため。

## 6. 業務の適正を確保するための体制

当社は、取締役会において、会社法第362条第5項に基づき、「取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして法務省令で定める体制の整備」に関し、その基本方針を下記のとおり決議しております。

### (1) 会社の体制及び方針

- ① 取締役・使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
  - ・当社は法令及び定款、社内規則の遵守、財務報告の信頼性確保を企業活動の前提とし、その規範として倫理行動指針を定める。
  - ・この倫理行動指針は総務部が中心となり周知徹底並びに維持管理し、その運用においては各業務担当取締役との連携をとり具体策を講ずると共に、研修等を通じた教育を行う。
  - ・当社は取締役が各部門の業務執行の適正を確保する責任と権限を有し、法令遵守と危機管理体制の確立、並びに効率的な職務執行を行う。
  - ・内部監査部門である監査室は、社内規則や倫理行動指針を中心とした業務状況の監査を計画的に行うと共に、重大な不正事案等が発生した場合は直ちに取締役会及び監査役会に報告するものとする。
- ② 取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
  - ・取締役の職務執行に係る文書やその他情報は、当社の文書規程等に従い適切に保存、管理を行う。
  - また、取締役及び監査役はこれらの文書等を常時閲覧できるものとする。
- ③ 損失の危険管理に関する規程その他の体制
  - ・事業に係るリスクや、法令遵守、品質、環境、災害、情報セキュリティ等に係るリスクは、それぞれの担当部署において把握すると共に、研修等の実施を行い損失の防止に備えるものとする。
- ④ 取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するための体制
  - ・社長、役付取締役、及び社長が指名した取締役・部門長を構成員とする経営会議を設置する。
  - ・取締役会は役職員が共有する全社的な目標を設定し、各担当取締役はこれに基づく業務計画を展開すると共に、経営会議及び取締役会において進捗管理を行う。
  - ・職務権限、意思決定ルールを策定し、目標達成へ向けた改善が行われる効率的な仕組みを構築する。
- ⑤ 当社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制
  - i. 当社子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
    - ・当社は「関係会社規程」の定めにより、子会社の業務執行に係る重要事項について、報告又は当社の承認を得ることを求め、管理を行う。
  - ii. 当社子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
    - ・内部監査部門である監査室は、当社及び子会社の内部監査を実施し、その結果を当社社長、監査役、並びに子会社社長等へ報告し、必要に応じ改善策の実施への助言、支援を行う。

- iii. 当社子会社の取締役等の職務の遂行が効率的に行われることを確保するための体制
  - ・子会社の取締役会は役職員が共有する全社的な目標を設定し、各担当取締役はこれに基づく業務計画を展開すると共に、経営会議及び取締役会において進捗管理を行う。
  - ・職務権限、意思決定ルールを策定し、目標達成へ向けた改善が行われる効率的な仕組みを構築する。
- iv. 当社子会社の取締役等及び使用人の職務の遂行が法令及び定款に適合するための体制
  - ・子会社においては各社長が、各部門の業務執行の適正を確保する責任と権限を有し、法令遵守と危機管理体制の確立、並びに効率的な職務執行を行う。
- ⑥ 監査役が職務を補助する使用人を求めた場合の体制、及びその使用人の取締役からの独立性に関する事項、使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
  - ・監査役は、内部監査部門等の社員に監査業務に必要な事項を指示することができるものとし、その者はこの指示に関して、取締役、各部門長の指揮命令を受けないものとし、これを周知徹底する。
- ⑦ 当社の取締役及び使用人並びに子会社の取締役、監査役及び使用人が当社の監査役に報告するための体制及び報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
  - ・監査役は、経営会議その他重要な会議等に自由に出席できるものとし、各役職員からも業務執行に関する速やかな報告を受けられるものとする。
  - ・当社及び子会社の役職員は、法令や定款に違反する事実、当社及び当社グループに重大な影響を及ぼすリスク等に関し、当社監査役に報告する。
  - ・当社及び子会社の役職員が、監査役への報告を行ったことを理由として、不利な扱いを受けないことを確保するための体制を整備する。
- ⑧ 監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
  - ・監査役と取締役社長は、定期的に意見交換を行う。また、顧問弁護士、会計監査人から、監査業務に関する助言を受ける機会を保障する。
- ⑨ 当社の監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
  - ・監査役の職務の執行について生ずる費用又債務は、監査役からの請求に基づき、当社にて速やかに処理する。

## (2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社グループでは、「倫理行動指針」、「倫理行動規範」、「リスク管理/法令遵守マニュアル」、「事業継続計画」等を制定し必要なコンプライアンスについて、社内研修での教育および会議体での説明を行い、法令および定款を遵守するための取組みを継続的に行っております。

諸規則の遵守や業務プロセスの適正な実施等については、内部監査計画に基づき、業務監査を実施し、適正に運用されております。

~~~~~  
(注) 本事業報告に記載の百万円単位の金額および株式数は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類

連結貸借対照表

|                 |                           |                                 | (単位：千円)            |                           |                                 |
|-----------------|---------------------------|---------------------------------|--------------------|---------------------------|---------------------------------|
| 科 目             | 第78期<br>2023年12月31日<br>現在 | 第77期 (ご参考)<br>2022年12月31日<br>現在 | 科 目                | 第78期<br>2023年12月31日<br>現在 | 第77期 (ご参考)<br>2022年12月31日<br>現在 |
| <b>資産の部</b>     |                           |                                 | <b>負債の部</b>        |                           |                                 |
| <b>流動資産</b>     | <b>39,110,573</b>         | <b>39,966,209</b>               | <b>流動負債</b>        | <b>9,963,143</b>          | <b>10,969,280</b>               |
| 現金及び預金          | 15,462,818                | 16,128,635                      | 支払手形及び買掛金          | 2,470,740                 | 3,697,689                       |
| 受取手形、売掛金及び契約資産  | 9,136,733                 | 9,999,267                       | 電子記録債務             | 3,384,781                 | 3,343,876                       |
| 電子記録債権          | 6,976,485                 | 6,200,449                       | リース債務              | 37,716                    | 62,070                          |
| 商品及び製品          | 791,935                   | 878,451                         | 未払金                | 1,319,294                 | 1,322,921                       |
| 仕掛品             | 1,621,465                 | 1,598,911                       | 未払法人税等             | 941,379                   | 537,668                         |
| 未成工事支出金         | 18,359                    | 22,563                          | 賞与引当金              | 227,128                   | 225,729                         |
| 原材料及び貯蔵品        | 4,645,549                 | 4,758,754                       | 役員賞与引当金            | 63,282                    | 59,030                          |
| 前渡金             | 25,603                    | 23,415                          | 製品保証引当金            | 19,425                    | 11,109                          |
| 前払費用            | 210,622                   | 208,555                         | 工事損失引当金            | 22,597                    | —                               |
| その他             | 300,643                   | 221,091                         | その他                | 1,476,796                 | 1,709,183                       |
| 貸倒引当金           | △79,641                   | △73,886                         | <b>固定負債</b>        | <b>2,736,326</b>          | <b>2,985,254</b>                |
| <b>固定資産</b>     | <b>24,031,667</b>         | <b>22,620,483</b>               | リース債務              | 77,136                    | 63,914                          |
| <b>有形固定資産</b>   | <b>17,780,421</b>         | <b>16,682,855</b>               | 役員退職慰労引当金          | 427,897                   | 405,029                         |
| 建物及び構築物         | 6,161,926                 | 5,751,236                       | 退職給付に係る負債          | 2,217,264                 | 2,502,282                       |
| 機械装置及び運搬具       | 2,453,086                 | 2,698,673                       | その他                | 14,028                    | 14,028                          |
| 工具器具及び備品        | 166,705                   | 161,777                         | <b>負債合計</b>        | <b>12,699,469</b>         | <b>13,954,535</b>               |
| 土地              | 8,606,178                 | 7,518,688                       | <b>純資産の部</b>       |                           |                                 |
| リース資産           | 99,906                    | 103,048                         | <b>株主資本</b>        | <b>45,270,478</b>         | <b>43,825,183</b>               |
| 建設仮勘定           | 292,619                   | 449,431                         | 資本金                | 4,475,000                 | 4,475,000                       |
| <b>無形固定資産</b>   | <b>305,266</b>            | <b>375,376</b>                  | 資本剰余金              | 4,580,829                 | 4,395,094                       |
| ソフトウェア          | 154,023                   | 246,445                         | 利益剰余金              | 38,019,861                | 35,941,556                      |
| リース資産           | 3,974                     | 10,288                          | 自己株式               | △1,805,212                | △986,467                        |
| その他             | 147,268                   | 118,642                         | <b>その他の包括利益累計額</b> | <b>749,265</b>            | <b>46,039</b>                   |
| <b>投資その他の資産</b> | <b>5,945,979</b>          | <b>5,562,251</b>                | その他有価証券評価差額金       | 677,627                   | 363,692                         |
| 投資有価証券          | 3,340,814                 | 2,873,734                       | 繰延ヘッジ損益            | △1,576                    | △9,663                          |
| 繰延税金資産          | 805,500                   | 1,111,386                       | 為替換算調整勘定           | 84,737                    | 72,572                          |
| 退職給付に係る資産       | 558,702                   | 389,938                         | 退職給付に係る調整累計額       | △11,523                   | △380,562                        |
| その他             | 1,344,669                 | 1,301,251                       | <b>非支配株主持分</b>     | <b>4,423,027</b>          | <b>4,760,935</b>                |
| 貸倒引当金           | △103,707                  | △114,059                        | <b>純資産合計</b>       | <b>50,442,771</b>         | <b>48,632,158</b>               |
| <b>資産合計</b>     | <b>63,142,241</b>         | <b>62,586,693</b>               | <b>負債及び純資産合計</b>   | <b>63,142,241</b>         | <b>62,586,693</b>               |

連結損益計算書

(単位：千円)

| 科 目             | 第78期<br>2023 年 1 月 1 日から<br>2023 年12月31日まで |            | 第77期 (ご参考)<br>2022 年 1 月 1 日から<br>2022 年12月31日まで |            |
|-----------------|--------------------------------------------|------------|--------------------------------------------------|------------|
|                 |                                            |            |                                                  |            |
| 売上高             |                                            | 41,305,422 |                                                  | 41,296,102 |
| 売上原価            |                                            | 24,432,378 |                                                  | 24,366,430 |
| 売上総利益           |                                            | 16,873,043 |                                                  | 16,929,671 |
| 販売費及び一般管理費      |                                            | 12,826,481 |                                                  | 13,107,062 |
| 営業利益            |                                            | 4,046,562  |                                                  | 3,822,609  |
| 営業外収益           |                                            |            |                                                  |            |
| 受取利息及び配当金       | 91,646                                     |            | 83,974                                           |            |
| その他             | 205,586                                    | 297,233    | 112,252                                          | 196,226    |
| 営業外費用           |                                            |            |                                                  |            |
| 支払利息            | 5                                          |            | 6                                                |            |
| その他             | 16,708                                     | 16,714     | 13,406                                           | 13,412     |
| 経常利益            |                                            | 4,327,081  |                                                  | 4,005,423  |
| 特別利益            |                                            |            |                                                  |            |
| 固定資産売却益         | 4,265                                      |            | -                                                |            |
| 投資有価証券売却益       | 28,813                                     |            | 63,186                                           |            |
| 関係会社清算益         | —                                          |            | 11,957                                           |            |
| 受取補償金           | 33,500                                     | 66,578     | —                                                | 75,143     |
| 特別損失            |                                            |            |                                                  |            |
| 固定資産除売却損        | 51,612                                     |            | 51,749                                           |            |
| 会員権評価損          | —                                          |            | 150                                              |            |
| 関係会社清算損         | —                                          | 51,612     | 1,278                                            | 53,178     |
| 税金等調整前当期純利益     |                                            | 4,342,047  |                                                  | 4,027,388  |
| 法人税、住民税及び事業税    | 1,479,142                                  |            | 1,240,484                                        |            |
| 法人税等調整額         | △9,422                                     | 1,469,719  | 106,842                                          | 1,347,326  |
| 当期純利益           |                                            | 2,872,328  |                                                  | 2,680,061  |
| 非支配株主に帰属する当期純利益 |                                            | 163,770    |                                                  | 159,670    |
| 親会社株主に帰属する当期純利益 |                                            | 2,708,557  |                                                  | 2,520,390  |

# 監査報告書

## 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

### 独立監査人の監査報告書

2024年2月16日

立川ブラインド工業株式会社  
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人  
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 石 原 鉄 也 ㊞  
業 務 執 行 社 員

指定有限責任社員 公認会計士 杉 江 俊 志 ㊞  
業 務 執 行 社 員

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、立川ブラインド工業株式会社の2023年1月1日から2023年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、立川ブラインド工業株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類

貸借対照表

|          |                           |                                 | (単位：千円)      |                           |                                 |
|----------|---------------------------|---------------------------------|--------------|---------------------------|---------------------------------|
| 科 目      | 第78期<br>2023年12月31日<br>現在 | 第77期 (ご参考)<br>2022年12月31日<br>現在 | 科 目          | 第78期<br>2023年12月31日<br>現在 | 第77期 (ご参考)<br>2022年12月31日<br>現在 |
| 資産の部     |                           |                                 | 負債の部         |                           |                                 |
| 流動資産     | 25,768,263                | 26,584,024                      | 流動負債         | 7,340,306                 | 8,194,482                       |
| 現金及び預金   | 7,666,966                 | 8,446,135                       | 支払手形         | —                         | 186,222                         |
| 受取手形     | 1,588,753                 | 1,883,638                       | 電子記録債務       | 3,021,352                 | 3,416,629                       |
| 電子記録債権   | 6,055,011                 | 5,408,727                       | 買掛金          | 1,327,313                 | 1,642,420                       |
| 売掛金      | 5,244,969                 | 5,435,435                       | リース債務        | 16,318                    | 43,189                          |
| 商品及び製品   | 287,141                   | 343,839                         | 未払金          | 970,322                   | 970,139                         |
| 仕掛品      | 924,543                   | 849,855                         | 未払費用         | 39,291                    | 26,540                          |
| 原材料及び貯蔵品 | 3,609,123                 | 3,727,183                       | 未払法人税等       | 632,861                   | 320,835                         |
| 前払費用     | 160,446                   | 171,483                         | 前受金          | 13,220                    | 2,957                           |
| その他      | 232,596                   | 319,016                         | 預り金          | 402,953                   | 372,328                         |
| 貸倒引当金    | △1,290                    | △1,290                          | 前受収益         | 8,695                     | 11,452                          |
| 固定資産     | 19,744,083                | 18,600,988                      | 賞与引当金        | 161,440                   | 159,310                         |
| 有形固定資産   | 13,469,380                | 12,592,046                      | 役員賞与引当金      | 37,622                    | 31,820                          |
| 建物       | 4,634,758                 | 4,629,448                       | 未払消費税等       | 580,018                   | 127,202                         |
| 構築物      | 169,964                   | 170,464                         | 設備支払手形       | —                         | 29,658                          |
| 機械及び装置   | 1,716,710                 | 2,063,545                       | 設備電子記録債務     | 118,523                   | 843,107                         |
| 車輛及び運搬具  | 0                         | 487                             | その他          | 10,372                    | 10,668                          |
| 工具器具及び備品 | 94,434                    | 76,378                          | 固定負債         | 2,070,064                 | 1,923,916                       |
| 土地       | 6,533,867                 | 5,446,378                       | リース債務        | 34,257                    | 33,283                          |
| リース資産    | 45,446                    | 63,476                          | 退職給付引当金      | 1,657,316                 | 1,536,262                       |
| 建設仮勘定    | 274,198                   | 141,866                         | 役員退職慰労引当金    | 368,490                   | 344,370                         |
| 無形固定資産   | 238,099                   | 320,879                         | その他          | 10,000                    | 10,000                          |
| 借地権      | 36,531                    | 36,531                          | 負債合計         | 9,410,370                 | 10,118,398                      |
| ソフトウェア   | 128,614                   | 206,619                         | 純資産の部        |                           |                                 |
| リース資産    | —                         | 4,775                           | 株主資本         | 35,522,624                | 34,772,227                      |
| 施設利用権    | 72,953                    | 72,953                          | 資本金          | 4,475,000                 | 4,475,000                       |
| 投資その他の資産 | 6,036,604                 | 5,688,062                       | 資本剰余金        | 4,395,094                 | 4,395,094                       |
| 投資有価証券   | 2,714,300                 | 2,364,587                       | 資本準備金        | 4,395,000                 | 4,395,000                       |
| 関係会社株式   | 1,682,210                 | 1,752,210                       | その他資本剰余金     | 94                        | 94                              |
| 破産更生債権等  | 126                       | 9,750                           | 利益剰余金        | 28,457,742                | 26,888,600                      |
| 長期前払費用   | 323                       | 2,402                           | 利益準備金        | 464,073                   | 464,073                         |
| 前払年金費用   | 70,918                    | 24,925                          | その他利益剰余金     | 27,993,668                | 26,424,526                      |
| 繰延税金資産   | 435,872                   | 565,244                         | 土地圧縮積立金      | 665,582                   | 665,582                         |
| 差入保証金    | 421,027                   | 446,878                         | 償却資産圧縮積立金    | 20,657                    | 24,724                          |
| 積立保険料    | 351,148                   | 466,007                         | 別途積立金        | 22,348,000                | 22,348,000                      |
| その他      | 401,123                   | 108,096                         | 繰越利益剰余金      | 4,959,429                 | 3,386,220                       |
| 貸倒引当金    | △40,446                   | △52,040                         | 自己株式         | △1,805,212                | △986,467                        |
| 資産合計     | 45,512,347                | 45,185,012                      | 評価・換算差額等     | 579,353                   | 294,386                         |
|          |                           |                                 | その他有価証券評価差額金 | 579,353                   | 294,386                         |
|          |                           |                                 | 純資産合計        | 36,101,977                | 35,066,613                      |
|          |                           |                                 | 負債及び純資産合計    | 45,512,347                | 45,185,012                      |

損益計算書

(単位：千円)

| 科 目          | 第78期<br>2023 年 1 月 1 日から<br>2023 年12月31日まで |            | 第77期 (ご参考)<br>2022 年 1 月 1 日から<br>2022 年12月31日まで |            |
|--------------|--------------------------------------------|------------|--------------------------------------------------|------------|
|              |                                            |            |                                                  |            |
| 売上高          |                                            | 31,410,393 |                                                  | 31,112,128 |
| 売上原価         |                                            | 17,887,421 |                                                  | 17,436,221 |
| 売上総利益        |                                            | 13,522,971 |                                                  | 13,675,907 |
| 販売費及び一般管理費   |                                            | 10,881,707 |                                                  | 11,135,622 |
| 営業利益         |                                            | 2,641,263  |                                                  | 2,540,284  |
| 営業外収益        |                                            |            |                                                  |            |
| 受取利息及び配当金    | 365,368                                    |            | 426,558                                          |            |
| その他          | 257,696                                    | 623,064    | 194,889                                          | 621,447    |
| 営業外費用        |                                            |            |                                                  |            |
| 支払利息         | 5                                          |            | 5                                                |            |
| その他          | 66,685                                     | 66,691     | 77,472                                           | 77,478     |
| 経常利益         |                                            | 3,197,636  |                                                  | 3,084,253  |
| 特別利益         |                                            |            |                                                  |            |
| 固定資産売却益      | 3,299                                      |            | —                                                |            |
| 投資有価証券売却益    | 60,813                                     | 64,113     | 63,185                                           | 63,185     |
| 特別損失         |                                            |            |                                                  |            |
| 固定資産除売却損     | 46,316                                     |            | 48,173                                           |            |
| 会員権評価損       | —                                          |            | 150                                              |            |
| 関係会社清算損      | —                                          | 46,316     | 1,278                                            | 49,602     |
| 税引前当期純利益     |                                            | 3,215,434  |                                                  | 3,097,837  |
| 法人税、住民税及び事業税 | 1,012,434                                  |            | 841,855                                          |            |
| 法人税等調整額      | 3,605                                      | 1,016,039  | 87,934                                           | 929,790    |
| 当期純利益        |                                            | 2,199,394  |                                                  | 2,168,046  |

株主資本等変動計算書 (2023年 1 月 1 日から2023年12月31日まで)

(単位：千円)

|                              | 株主資本      |           |              |         |              |
|------------------------------|-----------|-----------|--------------|---------|--------------|
|                              | 資本金       | 資本剰余金     |              | 利益剰余金   |              |
|                              |           | 資本準備金     | その他<br>資本剰余金 | 利益準備金   | その他<br>利益剰余金 |
| 2023年 1 月 1 日残高 (千円)         | 4,475,000 | 4,395,000 | 94           | 464,073 | 26,424,526   |
| 事業年度中の変動額                    |           |           |              |         |              |
| 剰余金の配当                       |           |           |              |         | △630,253     |
| 当期純利益                        |           |           |              |         | 2,199,394    |
| 自己株式の取得                      |           |           |              |         |              |
| 株主資本以外の項目の<br>事業年度中の変動額 (純額) |           |           |              |         |              |
| 事業年度中の変動額合計 (千円)             | —         | —         | —            | —       | 1,569,141    |
| 2023年12月31日残高 (千円)           | 4,475,000 | 4,395,000 | 94           | 464,073 | 27,993,668   |

|                              | 株主資本       |            | 評価・換算差額等         | 純資産合計      |
|------------------------------|------------|------------|------------------|------------|
|                              | 自己株式       | 株主資本合計     | その他有価証券<br>評価差額金 |            |
| 2023年 1 月 1 日残高 (千円)         | △986,467   | 34,772,227 | 294,386          | 35,066,613 |
| 事業年度中の変動額                    |            |            |                  |            |
| 剰余金の配当                       |            | △630,253   |                  | △630,253   |
| 当期純利益                        |            | 2,199,394  |                  | 2,199,394  |
| 自己株式の取得                      | △818,744   | △818,744   |                  | △818,744   |
| 株主資本以外の項目の<br>事業年度中の変動額 (純額) |            |            | 284,966          | 284,966    |
| 事業年度中の変動額合計 (千円)             | △818,744   | 750,396    | 284,966          | 1,035,363  |
| 2023年12月31日残高 (千円)           | △1,805,212 | 35,522,624 | 579,353          | 36,101,977 |

その他利益剰余金の内訳

|                      | 土地圧縮積立金 | 償却資産<br>圧縮積立金 | 別途積立金      | 繰越利益剰余金   | 合計         |
|----------------------|---------|---------------|------------|-----------|------------|
| 2023年 1 月 1 日残高 (千円) | 665,582 | 24,724        | 22,348,000 | 3,386,220 | 26,424,526 |
| 事業年度中の変動額            |         |               |            |           |            |
| 剰余金の配当               |         |               |            | △630,253  | △630,253   |
| 当期純利益                |         |               |            | 2,199,394 | 2,199,394  |
| 積立金等の取崩              |         | △4,067        |            | 4,067     | —          |
| 事業年度中の変動額合計 (千円)     | —       | △4,067        | —          | 1,573,208 | 1,569,141  |
| 2023年12月31日残高 (千円)   | 665,582 | 20,657        | 22,348,000 | 4,959,429 | 27,993,668 |

個 別 注 記 表

〔継続企業の前提に関する注記〕  
該当事項はありません。

- 〔重要な会計方針に係る事項に関する注記〕
- (1) 有価証券の評価基準及び評価方法
- |                     |                                            |
|---------------------|--------------------------------------------|
| 満期保有目的の債券           | 償却原価法                                      |
| 子会社株式および関連会社株式      | 移動平均法による原価法                                |
| その他有価証券             |                                            |
| 市場価格のない株式等以外<br>のもの | 時価法<br>(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法による) |
| 市場価格のない株式等          | 移動平均法による原価法                                |
- (2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法
- |      |                                            |
|------|--------------------------------------------|
| 棚卸資産 | 総平均法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法) |
|------|--------------------------------------------|
- (3) 固定資産の減価償却の方法
- |                  |                                                                |
|------------------|----------------------------------------------------------------|
| 有形固定資産(リース資産を除く) | 定率法<br>ただし、建物(建物附属設備を除く)並びに2016年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法 |
| 無形固定資産(リース資産を除く) | ソフトウェア(自社利用)については、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法                      |
| リース資産            | 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産<br>リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法        |
- (4) 引当金の計上基準
- |         |                                                                                                  |
|---------|--------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 貸倒引当金   | 売上債権その他これに準ずる債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収の可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。 |
| 賞与引当金   | 従業員賞与の支給に充てるため、翌期の支給見込額のうち当期の負担すべき金額を計上しております。                                                   |
| 役員賞与引当金 | 役員賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。                                                                 |

|                                                                                     |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
|-------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 退職給付引当金 .....                                                                       | <p>従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務および年金資産の見込額に基づき、当期末において発生していると認められる額を計上しております。</p> <p>退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当期末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。</p> <p>過去勤務費用については、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しております。</p> <p>数理計算上の差異については、各期の発生時における従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌期から費用処理することとしております。</p> |
| 役員退職慰労引当金 .....                                                                     | <p>役員の退職慰労金支給に充てるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
| (5) 退職給付に係る会計処理 .....                                                               | <p>退職給付に係る未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の未処理額の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。</p>                                                                                                                                                                                                                                               |
| (6) 収益及び費用の計上基準                                                                     |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
| 当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。 |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
| 室内外装品関連 .....                                                                       | <p>顧客との販売契約に基づくブラインド、ロールスクリーン等のインテリア製品の製造および販売を行っております。これらの製品の販売については、顧客への引渡時または顧客が検収した時点で収益を認識しております。ただし、出荷時から当該製品の支配が顧客へ移転される時までの期間が通常の期間である場合には、出荷時に収益を認識しております。</p>                                                                                                                                                          |

〔会計方針の変更〕

時価の算定に関する会計基準の適用指針の適用

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。）を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することとしております。なお、計算書類に与える影響はありません。

〔会計上の見積りに関する注記〕

会計上の見積りにより当事業年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

|          |             |
|----------|-------------|
| 商品及び製品   | 287,141千円   |
| 仕掛品      | 924,543千円   |
| 原材料及び貯蔵品 | 3,609,123千円 |

棚卸資産は正味売却価格が簿価を下回った場合に簿価の切り下げを行っております。また、一定期間以上滞留が認められる場合は、販売の実現可能性が低下しつつあると仮定し、期間の経過に応じ定期的に簿価を切り下げる方法で早期に費用化を行っております。さらに、販売が困難と認められる場合などには、個別に簿価の切下げも実施しております。しかしながら、将来の予測不能な環境変化等により、価格下落など当社に不利な状況が生じた場合、翌事業年度の計算書類において、重要な影響を与える可能性があります。

〔貸借対照表に関する注記〕

|                      |        |              |
|----------------------|--------|--------------|
| (1) 関係会社に対する金銭債権及び債務 | 短期金銭債権 | 578,021千円    |
|                      | 短期金銭債務 | 867,458千円    |
|                      | 長期金銭債権 | 119,580千円    |
| (2) 有形固定資産の減価償却累計額   |        | 18,027,084千円 |

〔損益計算書に関する注記〕

|           |            |             |
|-----------|------------|-------------|
| 関係会社との取引高 | 売上高        | 2,166,600千円 |
|           | 仕入高        | 7,018,191千円 |
|           | 販売費及び一般管理費 | 181,988千円   |
|           | 営業取引以外の取引高 | 393,161千円   |

〔株主資本等変動計算書に関する注記〕

|                 |      |            |
|-----------------|------|------------|
| 当事業年度末における自己株式数 | 普通株式 | 2,188,321株 |
|-----------------|------|------------|

〔税効果会計に関する注記〕

|                                |  |             |
|--------------------------------|--|-------------|
| 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因<br>固定の部 |  |             |
| 繰延税金資産                         |  |             |
| 棚卸資産評価損                        |  | 121,059千円   |
| 賞与引当金                          |  | 49,432千円    |
| 未払事業税                          |  | 41,323千円    |
| 未払賞与                           |  | 55,816千円    |
| 退職給付引当金                        |  | 713,027千円   |
| 譲渡損益調整勘定                       |  | 118,935千円   |
| 減損損失                           |  | 78,943千円    |
| 役員退職慰労引当金                      |  | 112,831千円   |
| その他                            |  | 62,180千円    |
| 繰延税金資産小計                       |  | 1,353,550千円 |
| 評価性引当額                         |  | △337,409千円  |
| 繰延税金資産合計                       |  | 1,016,141千円 |
| 繰延税金負債との相殺                     |  | △580,268千円  |
| 繰延税金資産の純額                      |  | 435,872千円   |
| 繰延税金負債                         |  |             |
| 償却資産圧縮積立金                      |  | 9,116千円     |
| 土地圧縮積立金                        |  | 293,746千円   |
| その他有価証券評価差額金                   |  | 255,690千円   |
| その他                            |  | 21,715千円    |
| 繰延税金負債合計                       |  | 580,268千円   |
| 繰延税金資産との相殺                     |  | △580,268千円  |
| 繰延税金負債の純額                      |  | 一千円         |

〔リースにより使用する固定資産に関する注記〕  
該当事項はありません。

〔関連当事者との取引に関する注記〕  
子会社等 (単位：千円)

| 属性  | 会社等の<br>名称   | 議決権等<br>の所有<br>(被所有)<br>割合 | 関連当事者との<br>関係                                    | 取引の<br>内容<br>(注)    | 取引金額      | 科目  | 期末残高    |
|-----|--------------|----------------------------|--------------------------------------------------|---------------------|-----------|-----|---------|
| 子会社 | 立川装備<br>株式会社 | 所有<br>直接100.0%             | 当社製品の販売<br>及び当社製品の<br>設計施工の委託<br>建物の賃貸借          | 製品の販売               | 1,847,481 | 売掛金 | 458,194 |
| 子会社 | 立川機工<br>株式会社 | 所有<br>直接100.0%             | ブラインド、間<br>仕切等の部品お<br>よびカーテンレ<br>ールの購入<br>建物の賃貸借 | 原材料およ<br>び商品の購<br>入 | 2,943,446 | 買掛金 | 294,711 |

取引条件および取引条件の決定方針等  
(注) 市場価格から算定した価格および提示された総原価を検討の上、決定しております。

〔収益認識に関する注記〕  
収益を理解するための基礎となる情報  
連結注記表と同一であります。

〔1株当たり情報に関する注記〕  
(1) 1株当たり純資産額 1,943円55銭  
(2) 1株当たり当期純利益 116円28銭

〔重要な後発事象に関する注記〕  
該当事項はありません。

〔その他の注記〕  
該当事項はありません。

# 監査報告書

## 会計監査人の監査報告書

### 独立監査人の監査報告書

2024年2月16日

立川ブラインド工業株式会社  
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人  
東京事務所  
指定有限責任社員 公認会計士 石 原 鉄 也 ㊞  
業 務 執 行 社 員  
指定有限責任社員 公認会計士 杉 江 俊 志 ㊞  
業 務 執 行 社 員

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、立川ブラインド工業株式会社の2023年1月1日から2023年12月31日までの第78期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書

監 査 報 告 書

当監査役会は、2023年1月1日から2023年12月31日までの第78期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容
- (1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
- ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また子会社については、子会社の取締役及び監査役等と情報の交換を図り、会計監査人の監査講評会に同席する等運営状況の把握に努めました。
- ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について随時報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- なお、財務報告に係る内部統制につきましては、取締役等及び太陽有限責任監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、なお且つ「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）並びに計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 連結計算書類の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年2月16日

立川ブラインド工業株式会社 監査役会

常勤監査役 栗原 齊 ㊟

社外監査役 芹澤 眞澄 ㊟

社外監査役 齊藤 次郎 ㊟

以 上